

# 再就職制度の届出制度 (届出マニュアル)

人 事 教 育 局  
人 事 計 画 ・ 補 任 課  
再 就 職 等 監 視 室



防衛省・自衛隊  
MINISTRY OF DEFENSE

## 目 次

再就職等規制は、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するために導入された、自衛隊員と元隊員が必ず遵守しなければならない法律上のルールです。

再就職情報について、政府としての一元的管理及び国民への情報公開を的確に実施する観点から、再就職情報の届出が義務づけられています。

### ※ 当マニュアルにおける留意事項

#### ○ 「隊員」とは、自衛隊員をいいます。

（非常勤隊員、臨時的任用隊員、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生、陸上自衛隊高等工科学校の生徒、条件付採用期間中の隊員、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補は除きます。）任期付隊員、任期付研究員、再任用隊員として勤務する者も「隊員」に含まれますのでご注意ください。

#### ○ 「管理職隊員」とは、1 佐以上及び行政職（一）7 級（相当級を含む。）以上の隊員をいいます。

ただし、1 佐（三）及び行政職（一）7 級（相当級を含む。）の隊員については、俸給の特別調整額にかかる区分がⅡ種以上の隊員に限られます。

なお、離職時に非管理職隊員であっても、一度でも管理職隊員であったことのある隊員は「管理職隊員」に含まれます。

管理職隊員又は管理職隊員であった者についての再就職状況は、防衛省及び内閣から再就職情報が公表されます。

※ 再就職情報の届出に記載する氏名については、旧氏（旧姓）を使用していただいても構いません。

|     |                                           |    |
|-----|-------------------------------------------|----|
| I   | 在職中に再就職の約束をした場合                           | 2  |
| 1   | 届出事項に変更が生じた場合                             | 12 |
| 2   | 届出事項が失効した場合                               | 16 |
| II  | 管理職隊員であった者が再就職しようとする場合                    | 18 |
| 1   | 届出事項に変更が生じた場合                             | 26 |
| 2   | 届出事項が失効した場合                               | 28 |
| III | 管理職隊員であった者が再就職した場合                        | 30 |
| ○   | 参考資料                                      |    |
|     | ・届出事項の記載誤り等の一例及び記載例                       | 40 |
|     | ・届出関係の概観                                  | 42 |
|     | ・各種届出が不要な場合                               | 43 |
|     | ・管理職隊員が在職中に再就職の約束をした場合における<br>事後の届出の要否の一例 | 44 |
|     | ・利害関係企業について                               | 45 |
|     | ・再就職情報の届出に関する Q & A                       | 46 |
|     | ・「再就職状況の届出」の届出様式の（別添に記載する再<br>就職先区分について   | 57 |
|     | ・退職手当通算法人一覧                               | 58 |
|     | ・行政執行法人※以外の独立行政法人等一覧（令和7年4月<br>現在）        | 59 |

※ 公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人（令和7年1月1日現在において、「国立公文書館」、「統計センター」、「造幣局」、「国立印刷局」、「農林水産消費安全技術センター」、「製品評価技術基盤機構」、「駐留軍等労働者労務管理機構」の7法人が該当します。）

## I 在職中に再就職の約束をした場合

営利企業等の地位に就くことを在職中に約束した隊員（3佐未満、行（一）5級未満を含むすべての隊員。）は、速やかに、別記様式第4（本届出。以下、「在職中の約束の届出」という。）を、在職する在職機関を経由して、防衛大臣に届け出てください。

※ 再就職の約束をした日から原則として1週間以内（離職日を超える場合には、同日まで）

別記様式第4（第65条の11第2項関係）

### 在職中に再就職の約束をした場合の届出

（自衛隊法第65条の11第1項関連）

令和 5 年 5 月 1 7 日

防衛大臣 殿

住 所 東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1

氏 名 防衛 太郎

電 話 番 号 03-3268-3111

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                     |                                            |
|---------------------|--------------------------------------------|
| 1 (ふりがな)            | ぼうえい たろう                                   |
| 氏 名                 | 防衛 太郎                                      |
| 2 生 年 月 日           | S 4 4 年 8 月 1 5 日                          |
| 3 官 職 又 は 階 級       | 陸上自衛隊補給統制本部付（陸上自衛隊補給統制本部火器車両部）<br>3等陸佐     |
| 4 約 束 前 の 求 職 開 始 日 | R 4 年 1 2 月 1 1 日<br>( □ 約束前の求職開始日がなかった場合) |

### 留意事項

○ 届出を定められたとおりに行わなかった場合や虚偽の届出を行った場合には、懲戒処分等の対象となります。

### 記入上の注意

※ 届出の欄外にある住所、氏名、電話番号欄について、数字も含めて全角で入力してください。

- ① 氏 名【公表事項】
  - 「姓」と「名」の間は全角1文字を空け、全角フルネームで記入してください。
- ② 生年月日【公表事項（年齢として公表）】
  - 元号・年月日をプルダウンメニューから選択してください。
- ③ 官職又は階級【公表事項】
  - 上段に届出日現在の官職を入力してください（機関名は省略せず記入）。また、約束をした日時点で3佐以上の付配置の隊員においては、付配置前の官職を括弧書きで入力してください。
  - 自衛官の場合、下段に約束をした日時点での階級を入力してください。

※事務官においては入力不要です。

### (例)【役職等がある場合】

上段：陸上自衛隊上富良野駐屯地業務隊補給科補給班長 下段：2等陸尉

### 【役職等がない場合】

上段：陸上自衛隊補給統制本部火器車両部 下段：陸曹長

### 【3佐以上の隊員が付配置の場合】

上段：陸上自衛隊補給統制本部付（陸上自衛隊補給統制本部火器車両部）

下段：3等陸佐

### 【管理職隊員であった者が約束時に管理職隊員以外の隊員である場合】

上段：航空自衛隊第2航空団付（航空自衛隊第2航空団整備補給群司令）

下段：1等空佐

### 【事務官等の場合】

上段：防衛省人事教育局人事計画・補任課長

※ 事務官等については俸給表及び職務の級を書く必要はありません。

- ④ 約束前の求職開始日【公表事項】
  - 再就職の約束をした日以前の隊員としての在職中における求職開始日（次に掲げる日のいずれか早い日）の元号（H：平成、R：令和）、年月日をプルダウンメニューから選択してください。
  - イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
  - ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
  - ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日
- 約束前の求職開始日がなかった場合には、チェック欄にレ点を記入してください（イ～ハの行動をすることなく、再就職先から呼び出しを受け、その場で再就職を応諾（約束）する場合」などが該当。）。
- 防衛大臣の行う就職の援助の場合、就職援護隊員から再就職先となった企業等の提示を受けてから就職援護隊員に対し、イ～ハの行動を開始した日を記載してください。例えば、就職援護隊員から再就職先となった企業の提示を受けてから、自己に関する情報を再就職先となった企業に提供する事を就職援護隊員に依頼した日（援護の申込日を記載するものではないので注意）などが該当します。

|                                |                                           |                          |
|--------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------|
| 5 再就職の約束をした日                   | R 5 年 5 月 15 日                            |                          |
| 6 約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容 |                                           |                          |
| 官職又は階級                         | 在職期間                                      | 職務内容                     |
| A 陸上自衛隊補給統制本部火器車両部<br>3等陸佐     | 自 R 4 年 12 月 11 日<br><br>至 R 5 年 1 月 31 日 | 〇〇に関する業務<br><br>××に関する業務 |
| B 陸上自衛隊補給統制本部付<br>3等陸佐         | 自 R 5 年 2 月 1 日<br><br>至 R 5 年 7 月 30 日   | 〇〇に関する業務<br><br>××に関する業務 |
| C                              | 自 年 月 日<br><br>至 年 月 日                    |                          |
| D                              | 自 年 月 日<br><br>至 年 月 日                    |                          |
| 7 離 職 予 定 日                    | R 5 年 7 月 30 日                            |                          |
| 8 再 就 職 予 定 日                  | R 5 年 7 月 31 日                            |                          |

- ⑤ 再就職の約束をした日【公表事項】
- 元号・年月日をプルダウンメニューから選択してください。
  - 「再就職の約束」とは、一般的には、労働契約や委任契約のいわゆる「内定」の段階を想定しています。一定の手続（株主総会、社員総会又は評議員会の決議など）を経る前であっても、採用担当者と再就職予定者が合意に達し、高い確率で再就職する可能性が生じた場合は、再就職の約束をした状態と考えられますので、実態に即して届出を提出してください。
- ⑥ 約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容【公表事項】
- 約束前の求職開始日から離職予定日までの間に在職していた（予定を含む。）官職、在職期間及び職務内容を記入してください。
  - 在職期間については、初日と最終日の元号・年月日をプルダウンメニューから選択してください。
  - 在職期間の初日と④の約束前の求職日は同じ日付を記載してください。
  - 職務内容については、職位組織図（業務分掌表）等を参考に具体的な職務内容を記入してください。
- ※ 原則として、現在の官職の「在職期間」の最終日は「離職予定日」としてください（異動内示を受けている場合を除く。）。なお、約束前の求職開始日がない場合には、再就職の約束をした日から離職予定日までの間について記入してください。
- ⑦ 離職予定日
- ⑧ 再就職予定日
- 元号・年月日をプルダウンメニューから選択してください。
  - 離職予定日と⑥の在職期間末日は同じ日付を記載してください。
  - 再就職の約束時に離職日や再就職日が未定であっても、予定日を記載してください。

|                |                                                                  |  |
|----------------|------------------------------------------------------------------|--|
| 9 再就職先の名称及び連絡先 | 再就職先の名称： 株式会社△△                                                  |  |
|                | 再就職先の連絡先：<br><br>〇〇県〇〇市〇〇△△△<br><br>〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇                 |  |
| 10 再就職先の業務内容   | ××に関する統計調査                                                       |  |
| 11 再就職先における地位  | マネージャー（契約社員）                                                     |  |
| 12 求職の承認の有無    | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |  |

☒ 記入上の注意（続き）

- ⑨ 再就職先の名称及び連絡先【再就職先の名称のみ公表事項】
- 再就職先の名称はホームページやパンフレットの会社概要等を参考に**正式名称を記入**してください。また、**不要な空白は入れない**でください。

(例)○：独立行政法人□□、公益財団法人□□ 等  
×：（独） □□、（財） □□ 等

- 所属する支部、支所、内部組織は本欄ではなく「再就職先における地位」欄に記載してください。

(例)【再就職先の名称】「△△株式会社」、【再就職先の地位】「△△支所〇〇部長」  
【再就職先の名称】「学校法人△△」、【再就職先の地位】「△△大学〇〇学部教授」

- 連絡先には、**全て全角で採用担当部署**の所在地及び電話番号の両方を記入してください。
- 所在地は都道府県名から記入し、電話番号は市外局番から記入してください。
- 海外の場合には、所在地は国名を含めて記入し、電話番号は国番号を含めて記入してください。電話番号は番号のみでよく、番号の後の「（代表）」、「（直通）」等の記入は不要です。

- ⑩ 再就職先の業務内容【公表事項】
- 定款、寄附行為等における目的等を参考に、法人の主な業務内容をわかりやすく、簡潔に記入してください。**本人又は所属部署の業務内容ではなく、組織全体の業務内容を記入**してください。

(例)銀行「金融業」、病院「医療事業」、電力会社「電力供給事業等」、大学「教育・研究」

- ⑪ 再就職先における地位【公表事項】
- 役職・職種を記載し、正社員でない場合には、**括弧書きで雇用形態（非常勤、嘱託等）を記載**してください。
  - 所属する支部、支所、内部組織は「再就職先の名称及び連絡先」欄ではなく本欄に記載してください。

(例)顧問（嘱託）、マネージャー（契約社員）、〇〇工場調査員（アルバイト）

- ⑫ 求職の承認の有無【公表事項】
- 在職中に自らの職務に利害関係を有する営利企業等に求職活動を行う場合に必要  
な再就職等監視委員会等による承認の有無を記入してください。

|                                                           |                                                                  |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 13 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無                                 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 14 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助                                  |                                                                  |
| ( <input type="checkbox"/> 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助がなかった場合 ) |                                                                  |
| (ふりがな)<br><br>援助者の氏名又は名称                                  | 援助の内容                                                            |
| かぶしきがいしゃまるまる                                              | 令和4年12月11日 再就職先の求人ポストの情報提供                                       |
| 株式会社〇〇 (就職支援会社)                                           | 令和5年1月9日 再就職先との面談日程の調整                                           |
|                                                           |                                                                  |
|                                                           |                                                                  |
|                                                           |                                                                  |
|                                                           |                                                                  |

(記載上の注意)

- 1. ☐ のついた項目は、該当する ☐ の中にレ点を記入すること。
- 2. 約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容については、約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載すること。



記入上の注意 ( 続き )

⑬ 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無 【公表事項】

- ・ 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助（次の（１）～（３）をいいます。）の有無を記入してください。

- （１）就職の援助（いわゆる「就職援護」）によって再就職した場合
- （２）官民人材交流センターを活用して再就職した場合
- （３）官民人材交流センターが、離職を余儀なくされることとなった隊員について直接行った再就職支援

⑭ 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助

- ・ 「防衛大臣又は官民人材交流センターによるもの以外の再就職の援助」とは、「親族や知人から再就職先の情報提供を受けた場合、求人や転職サイトを利用し、企業等に自身の情報を伝えたり、面接の調整をした場合」を指します。  
自ら会社のホームページ等から直接応募し、再就職した場合には、「なかった場合」のチェック欄にレ点を記入してください。その場合は援助者の欄の記載は不要となります。
- ・ 求人・転職サイト（ビズリーチ、doda等）や検索エンジン（yahoo、google等）を活用した求職活動において、  
イ 単に情報を収集し、自分で企業に応募した場合  
→ 援助に該当しません。
- 登録した求人・転職サイトを介して、企業等に自身の情報が伝わったり、面接の調整がされた場合  
→ 援助に該当します（当該団体の正式名称やその援助の内容を具体的に記載してください。）。
- ・ 援助者の氏名及び名称には、個人として援助を行った者である場合には、「姓」と「名」の間は全角 1 文字空け、フルネームで記入してください。
- ・ 就職支援会社、公共職業安定所等の法人その他の団体の業として援助を行ったものである場合には、不要な空白を入れずに当該団体の正式名称を記入してください。複数から援助を受けた場合は、全て記入してください（届け出た再就職に関する援助に限る。）。
- ・ 同一の援助者から当該再就職に関して複数回援助を受けた場合は、一つのセルの中で改行して時期及び内容を記載してください。

(例)○：△△公共職業安定所、株式会社△△ 等

×：ハローワーク△△、(株) △△ 等

- ・ 援助の内容には、援助を受けた時期及び内容を具体的に記入してください。援助を受けた時期については、始期及び終期をできるだけ詳細に記入してください。

(時期例)

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日、令和〇年〇月～令和〇年〇月 等 (数字は半角で入力)

(内容例)

再就職先に関する情報の提供（求人ポスト、採用担当者の連絡先等）

再就職先への推薦（推薦状の作成等）

再就職先採用担当者との面談の設定

再就職先への提出書類の記載等におけるアドバイス 等

(別添)

|         |         |          |                 |            |
|---------|---------|----------|-----------------|------------|
| (A) 種別  | (B) 俸給表 | (C) 職務の級 | (D) 俸給の特別調整額の区分 | (E) 再就職先区分 |
| 若年定年等隊員 | 自衛官     | 3 佐      | —               | 営利法人       |

|                           |   |   |   |                 |
|---------------------------|---|---|---|-----------------|
| (F) 6 の欄の官職と再就職先との利害関係の有無 |   |   |   | (G) 管理職隊員の経歴の有無 |
| A                         | B | C | D |                 |
| 無                         | 無 |   |   | 無               |

※ 在職中の約束の届出（別記様式第 4）が不要な場合については、4 4 ページを参照してください。

- ※ 別添の（A）～（G）については、上記届出事項とは別に、取りまとめにおいて確認が必要なため、ご記入いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- 【（E）再就職先区分のみ集計値を公表】
- （A）種別
- 【事務官等】
- 事務官等については、全て一般定年等隊員に該当
- 【自衛官】
- 一般定年等隊員：将補以上の階級にある自衛官、任期の末日が65歳※以上となる再任用の自衛官
- 若年定年等隊員：定年年齢が65歳に満たない自衛官、任期制自衛官及び任期の末日が65歳※未満の再任用の自衛官
- ※ 任期末日の年齢については、事務官等の定年年齢延長の経過措置と連動
- （B）俸給表
- 届出時に適用されている俸給表を選択してください。
- （C）職務の級
- 届出時に適用されている職務の級（自衛官は階級※）を選択してください。
- ※ 将補については、将補（一）、将補（二）
- 1 佐については、1 佐（一）、1 佐（二）、1 佐（三）の別も選択してください。
- 特定任期付隊員等の俸給表上職務の級がない場合は号俸を選択してください。
- （D）俸給表の特別調整額の区分
- 届出時に適用されている俸給の特別調整額の区分を選択してください。
- 適用がない場合は、「－」を選択してください。
- （E）再就職先区分
- 再就職先の区分を「独立行政法人」、「国立大学法人」、「特殊法人」、「認可法人」、「公益社団法人又は公益財団法人」、「一般社団法人又は一般財団法人」、「学校法人」、「社会福祉法人」、「更生保護法人」、「その他の非営利法人」、「営利法人」、「自営業」、「その他」から選択してください。
- （F）6 の欄の官職と再就職先との利害関係の有無
- 3 佐以上、行（一）5 級相当以上の隊員について、6 の欄に記入された全ての官職又は階級と再就職先との利害関係の有無を選択してください。
  - 利害関係企業については、4 5 ページを参照してください。
  - 対象の隊員以外は空欄のままとしてください。
- （G）管理職隊員の経歴の有無
- 過去に1 度でも管理職隊員（1 佐（二）及び行政職（一）8 級以上または1 佐（三）及び行政職（一）7 級（相当級を含む。）で俸給の特別調整額に係る区分がⅡ種以上）であった場合は「有」、ない場合は「無」を選択して下さい。

# 1 届出事項に変更が生じた場合

離職までに、「在職中の約束の届出」（別記様式第4）の届出事項のうち、「**変更届出**」（別記様式第5）掲載の事項に変更が生じたときには、**遅滞なく（※）**、在職する在職機関を経由して防衛大臣に届け出てください（人事異動等で官職が変わった場合も「官職又は階級」の変更届出の提出が必要となります。）。なお、**再就職先自体が変わった場合は、「失効届出」（別記様式第6）**を届け出た上で、新たな再就職先について「**在職中の約束の届出**」を提出してください。

※ 届出が必要となる事実が生じた日から原則として**2週間以内**（離職日を超える場合には同日まで）

別記様式第5（第65条の11第3項）

## 変更届出

（自衛隊法第65条の11第1項関連）

令和 5 年 6 月 2 日

防衛大臣 殿

住 所 東京都新宿区市谷本村町5-1  
氏 名 防衛 太郎  
電話番号 03-3268-3111

令和 5 年 5 月 17 日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

| 官 職 又 は 階 級                                       | 変 更 前 | 陸上自衛隊補給統制本部付<br>(陸上自衛隊補給統制本部火器車両部)  |                        |                      | 3等陸佐 |
|---------------------------------------------------|-------|-------------------------------------|------------------------|----------------------|------|
|                                                   | 変 更 後 | 陸上自衛隊中央業務支援隊付<br>(陸上自衛隊補給統制本部火器車両部) |                        |                      | 3等陸佐 |
| 約 束 前 の 求 職 開<br>始 日 以 後 の 在 職 状<br>況 及 び 職 務 内 容 | 変 更 前 | 官職又は階級                              | 在職期間                   | 職務内容                 |      |
|                                                   |       | 陸上自衛隊補給統制本部付 3等陸佐                   | R5. 2. 1－<br>R5. 7. 30 | △△に関する業務<br>□□に関する業務 |      |
|                                                   | 変 更 後 | 官職又は階級                              | 在職期間                   | 職務内容                 |      |
|                                                   |       | A<br>陸上自衛隊補給統制本部付 3等陸佐              | R5. 2. 1－<br>R5. 5. 31 | △△に関する業務<br>□□に関する業務 |      |
|                                                   |       | B<br>陸上自衛隊中央業務支援隊付 3等陸佐             | R5. 6. 1－<br>R5. 7. 31 | 〇〇に関する業務             |      |
|                                                   |       |                                     |                        |                      |      |

## 留意事項

○ 在職中に変更があった場合は全隊員が対象となります。

○ 「在職中の約束の届出」（別記様式第4）を行った隊員が管理職隊員であった場合で、離職後2年間に、「再就職予定日」、「再就職先の名称及び連絡先」、「再就職先の業務内容」又は「再就職先における地位」のいずれかに変更が生じた場合には、改めて、「管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出」（別記様式第7。以下、「**離職後の事前の届出**」という。）又は「管理職隊員であった者が再就職した場合の届出」（別記様式第10。以下、「**離職後の事後の届出**」という。）を離職時の任命権者を経由して、防衛大臣に提出してください。

○ 届出事項に変更が生じてから2週間以上が経過した後に、変更の事実があったことが判明することが散見されます。既に退職した後にそのような事実が判明する場合も多く、変更届の提出がさらに遅延するおそれがありますので、**届出事項に変更がある時は可能な限り早期のご提出をお願いいたします。**

## 記入上の注意

※ 届出の欄外にある住所、氏名、電話番号欄について、数字も含めて全角で入力してください。

○ 「氏名」  
・ 外字は使用せず、「姓」と「名」の間は全角1文字空けてください。

○ 「日付」（中段）  
・ 「在職中の約束の届出」（別記様式第4）を届け出た年月日を記載してください。

○ 「官職又は階級」、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」  
・ 再就職先の「名称」が変更となった場合には、「名称」の変更として、「再就職先」が変わった場合には、失効届出を届け出てください。

※ 職務内容については、**職位組織図（業務分掌表）等を参考に具体的な業務内容を記載してください。**

|                            |       |              |
|----------------------------|-------|--------------|
| 離 職 予 定 日                  | 変 更 前 | R5. 7. 30    |
|                            | 変 更 後 | R5. 7. 31    |
| 再 就 職 予 定 日                | 変 更 前 | R5. 7. 31    |
|                            | 変 更 後 | R5. 8. 1     |
| 再 就 職 先 の 名 称<br>及 び 連 絡 先 | 変 更 前 |              |
|                            | 変 更 後 |              |
| 再 就 職 先 の 業 務 内 容          | 変 更 前 |              |
|                            | 変 更 後 |              |
| 再就職先における地位                 | 変 更 前 | マネージャー（契約社員） |
|                            | 変 更 後 | 一般事務（契約社員）   |

(別添)

|                                                         |   |
|---------------------------------------------------------|---|
| 「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄の変更後の官職と再就職先との利害関係の有無※ 1 |   |
| A                                                       | B |
| 無                                                       | 無 |

※ 1 「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄の変更後の官職又は階級と再就職先との利害関係の有無を選択して下さい。



記入上の注意（続き）

○ 「離職予定日」、「再就職予定日」、「再就職先の名称及び連絡先」、「再就職先の業務内容」、「再就職先における地位」

- ・ 変更があった項目について変更前、変更後の内容を記載してください。
- ・ 再就職先の名称は、正式名称を記入してください。また、不要な空白は入れないでください。

(例)○：独立行政法人□□、公益財団法人□□ 等  
×：（独）□□、（財）□□ 等

○ 「再就職先における地位」

- ・ 正社員でない場合は括弧書きで雇用形態を併記してください。

○ 「「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄の変更後の官職と再就職先との利害関係の有無」

- ・ 3 佐以上、行(一) 5 級相当以上の隊員について、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」に記載された(A)、(B)に対応する官職又は階級と再就職先との利害関係の有無を記載してください。

※ 対象の隊員以外については、空欄。

※ 別添については、上記届出事項とは別に、取りまとめにおいて確認が必要なため、ご記入いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 2 届出事項が失効した場合

離職までに「在職中の約束の届出」（別記様式第4）に係る約束が効力を失ったときは、「失効届出」（別記様式第6）に必要事項を記入の上、**遅滞なく（※）**、在職する在職機関を経由して、防衛大臣に届け出てください（全隊員が対象となります。）。

※ 届出が必要となる事実が生じた日から原則として**2週間以内**（離職日を超える場合には同日まで）

別記様式第6（第65条の11第4項、第65条の13第2項関係）

### 失効届出

（自衛隊法第65条の11第1項関連）

令和 5 年 6 月 5 日

防衛大臣 殿

住 所 東京都新宿区市谷本村町5-1

氏 名 防衛 太郎

電話番号 03-3268-3111

令和 5 年 5 月 17 日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11

第1項の規定による届出に係る 約束の効力が失われました  
地位に就くことが見込まれないこととなりました  
ので、届け出ます。

（記載上の注意）

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第65条の11第4項の規定により、在職中に当該失効届出を行う場合については、「約束の効力が失われました」と記載し、同規則第65条の13第2項の規定により、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」と記載すること。

### 留意事項

○ 在職中に「在職中の約束の届出」に係る約束の効力を失った場合は、全隊員が対象となります。  
また、離職後に「在職中の約束の届出」に係る約束の効力を失った場合は、**管理職隊員であった者（離職後2年を経過しない者に限る。）**が対象となります（管理職隊員以外の隊員は、離職後の失効届出は不要）。

○ 「在職中の約束の届出」（別記様式第4）を行った隊員が管理職隊員であった場合には、離職後2年間のうちに、本届出に係る地位に就くことがみこまれないこととなったときにも、「失効届出」（別記様式第6）にその旨記載し、遅滞なく、在職していた在職機関を経由して、防衛大臣に提出してください。

### 記入上の注意

※ **住所、氏名、電話番号欄について、数字も含めて全角で入力してください。**

#### ○ 「氏名」

・ 外字は使用せず、「姓」と「名」の間は**全角1文字空けてください。**

#### ○ 「日付」（中段）

・ 「在職中の約束の届出」（別記様式第4）を届け出た年月日を記載してください。「変更届出」（別記様式第5）を行っている場合であっても、**変更届出を届け出た年月日とし**ないことに留意してください。

#### ○ 「失効届出を行う理由」

・ 在職中に失効届出を届け出る場合は、「約束の効力が失われました」に、離職後に失効届出を届け出る場合（管理職隊員であった者（離職後2年を経過しない者に限る。））は、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」に○で囲んでください。

### 在職中に届出を行う趣旨

営利企業等の地位に就くことを在職中に約束した隊員が、その後、当該営利企業等に対する処分や契約に携わる場合、利益相反的な立場に置かれることから、再就職の適正及び公務の公正並びにそれに対する国民の信頼が損なわれる恐れがあります。

このため、営利企業等の地位に就くことを在職中に約束した隊員は、防衛大臣に対して速やかに届出を行うこととし、任命権者において再就職の適正及び公務の公正並びにそれに対する国民の信頼を損なうことがないよう、人事管理上適切な配慮を行うこととするものです。

具体的には、例えば、再就職の約束をした隊員を、再就職の約束をした営利企業等に対する処分に直接携わる職務に就かせないことなどの人事配置上の配慮を行うことが考えられます。

Ⅱ 管理職隊員であった者が再就職しようとする場合

管理職隊員であった者が、離職後2年前に、行政執行法人以外の独立行政法人、特殊法人、許認可法人、国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人の役員等（※）に就こうとする場合には、あらかじめ（再就職予定日の前日までに）、**「離職後の事前の届出」（別記様式第7）**を在職していた在職機関を経由して、防衛大臣に提出してください。

※ ①役員（非常勤のものを除く。）、②法令の規定により内閣・内閣総理大臣、各省大臣により任命される地位、③法令の規定により任命・選任に関し行政庁の認可を要する地位。

別記様式第7（第65条の13第3項関係）

管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出  
(自衛隊法第65条の11第3項関連)

令和 5 年 8 月 30 日

防衛大臣 殿

住 所 東京都新宿区市谷本村町5-1  
氏 名 防衛 次郎  
電話番号 03-3268-3111

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

|   |                                     |                                         |            |
|---|-------------------------------------|-----------------------------------------|------------|
| 1 | (ふりがな)<br>氏 名                       | ぼうえい じろう<br>防衛 次郎                       |            |
| 2 | 生 年 月 日                             | S 44 年 7 月 14 日                         |            |
| 3 | 離 職 時 の 官 職 又 は 階 級                 | 陸上自衛隊幹部学校教育部長<br>1等陸佐                   |            |
| 4 | 離 職 前 の 求 職 開 始 日                   | R 5 年 6 月 17 日<br>( □ 離職前の求職開始日がなかった場合) |            |
| 5 | 離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容 |                                         |            |
|   | 官職又は階級                              | 在職期間                                    | 職務内容       |
| A | 陸上自衛隊幹部学校教育部長<br>1等陸佐               | 自 R 5 年 6月17日<br>至 R 5 年 7月11日          | 〇〇に関する総括整理 |
| B |                                     | 自 年 月 日<br>至 年 月 日                      |            |
| C |                                     | 自 年 月 日<br>至 年 月 日                      |            |
| D |                                     | 自 年 月 日<br>至 年 月 日                      |            |

留意事項

※ 届出を定められたとおりに行わなかった場合や虚偽の届出を行った場合には、**10万円以下の過料の対象となります。**

記入上の注意

※ 届出の欄外にある住所、氏名、電話番号欄について、数字も含めて全角で入力してください。

- ① 氏 名【公表事項】
  - 「姓」と「名」の間は**全角1文字を空け**、全角フルネームで記入してください。
- ② 生年月日【公表事項（年齢として公表）】
  - 元号・年月日をプルダウンメニューから選択してください。
- ③ 離職時の官職【公表事項】
  - 上段に官職を入力してください（機関名は省略せず記入）。また、**自衛官の場合は下段に退職時の階級を入力**してください（**事務官においては、下段の入力は不要**）。
  - 退職時に特別昇任した自衛官は、**昇任前の階級を括弧書きで入力**してください。

(例)【離職時に管理職隊員であった場合】  
上段：陸上自衛隊幹部学校教育部長 下段：1等陸佐  
【離職時に管理職隊員以外の隊員であった場合】  
上段：陸上自衛隊西部方面総監部付（陸上自衛隊幹部学校教育部長）  
下段：1等陸佐  
【退職時に特別昇任した隊員であった場合】  
上段：海上自衛隊幹部学校企画部長 下段：海将補（1等海佐）  
【事務官等の場合】  
上段：防衛省人事教育局人事計画・補任課長  
※ 事務官等については俸給表及び職務の級を書く必要はありません。

- ④ 離職前の求職開始日【公表事項】
  - 隊員としての在職中における求職開始日（次に掲げる日のいずれか早い日）の元号・年月日をプルダウンメニューから選択してください。  
イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日  
ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日  
ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日  
なお、**離職前の求職開始日がなかった場合には、チェック欄にレ点を記入**してください。**この場合、⑤の記入は不要です。**
- ⑤ 離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容【公表事項】
  - 離職前の求職開始日から離職日までの間に在職していた官職、在職期間及び職務内容を記入してください。
  - 在職期間については、初日と最終日の元号・年月日をプルダウンメニューから選択してください。
  - 在職期間の初日と④の離職前の求職開始日は同じ日付を記載してください。
  - 職務内容については、**職位組織図（業務分掌表）等を参考に具体的な職務内容を記入**してください。

|                              |                                                                  |  |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------|--|
| 6 離 職 日                      | R 5 年 7 月 11 日                                                   |  |
| 7 再 就 職 予 定 日                | R 5 年 10 月 1 日                                                   |  |
| 8 再 就 職 先 の<br>名 称 及 び 連 絡 先 | 再就職先の名称： 公益財団法人〇〇                                                |  |
|                              | 再就職先の連絡先：<br><br>〇〇県〇〇市〇〇△－△－△<br><br>〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇               |  |
| 9 再 就 職 先 の 業 務 内 容          | 〇〇に関する調査研究等                                                      |  |
| 10 再就職先における地位                | 理事                                                               |  |
| 11 求 職 の 承 認 の 有 無           | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |  |

 記入上の注意（続き）

- ⑥ 離職日
- ⑦ 再就職予定日
- 元号・年月日をプルダウンメニューから選択してください。
  - 離職日と⑤の在職期間の末日は同じ日付を記載してください。
  - 再就職の約束時に離職日や再就職日が未定であっても、予定日を記載してください。

- ⑧ 再就職先の名称及び連絡先【再就職先の名称のみ公表事項】
- 再就職先の名称は、ホームページやパンフレットの会社概要等を参考に**正式名称を記入**してください。また、**不要な空白は入れない**でください。

(例)○：独立行政法人□□、公益財団法人□□ 等  
×：（独）□□、（財）□□ 等

- 所属する支部、支所、内部組織は本欄ではなく「再就職先における地位」欄に記載してください。

(例)【再就職先の名称】「△△株式会社」、【再就職先の地位】「△△支所〇〇部長」  
【再就職先の名称】「学校法人△△」、【再就職先の地位】「△△大学〇〇学部教授」

- 連絡先には、**全て全角**で**採用担当部署**の所在地及び電話番号の両方を記入してください。
- 所在地は都道府県名から記入し、電話番号は市外局番から記入してください。
- 電話番号の後の「（代表）」、「（直通）」等の記入は不要です。

- ⑨ 再就職先の業務内容【公表事項】
- 定款、寄附行為等における目的等を参考に、法人の主な業務内容をわかりやすく、簡潔に記入してください。**本人又は所属部署の業務内容ではなく、組織全体の業務内容を記入**してください。

(例)公益法人等「〇〇等に関する調査、研究」等

- ⑩ 再就職先における地位
- 役職・職種を記載し、正社員でない場合には、**括弧書きで雇用形態（非常勤、嘱託等）を記載**してください。
  - 所属する支部、支所、内部組織は「再就職先の名称及び連絡先」欄ではなく本欄に記載してください。

(例)顧問（嘱託）、マネージャー（契約社員）、〇〇工場調査員（アルバイト）

- ⑪ 求職の承認の有無【公表事項】
- 在職中に自らの職務に利害関係を有する営利企業等に求職活動を行う場合に必要な、再就職等監視委員会等による承認の有無を記入してください。

|                                                          |                                                                  |
|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 12 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無                                | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 13 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助                                 |                                                                  |
| ( <input type="checkbox"/> 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助がなかった場合) |                                                                  |
| (ふりがな)<br>援助者の氏名又は名称                                     | 援助の内容                                                            |
| ぼうえい よしこ<br>防衛 美子                                        | 令和5年6月17日 再就職先の採用担当者の連絡先について情報提供<br>令和5年7月1日 再就職先との面談日程の調整       |
|                                                          |                                                                  |
|                                                          |                                                                  |
|                                                          |                                                                  |
|                                                          |                                                                  |

(記載上の注意)

- 1. 離職時の階級は、退職時に特別昇任した者にあつては、当該昇任前の階級を ( ) で記載すること。
- 2. □のついた項目は、該当する□の中にレ点を記入すること。
- 3. 離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

☑ 記入上の注意 (続き)

- ⑫ 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無【公表事項】
  - ・ 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助(次の(1)～(3)をいいます。)の有無を記入してください。
  - (1) 就職の援助(いわゆる「就職援護」)によって再就職した場合
  - (2) 官民人材交流センターを活用して再就職した場合
  - (3) 官民人材交流センターが、離職を余儀なくされることとなった隊員について直接行った再就職支援
- ⑬ 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助
  - ・ 「防衛大臣又は官民人材交流センターによるもの以外の再就職の援助」とは、「親族や知人から再就職先の情報提供を受けた場合、求人や転職サイトを利用し、企業等に自身の情報を伝えたり、面接の調整をした場合」を指します。  
自ら会社のホームページ等から直接応募し、再就職した場合には、「なかった場合」のチェック欄にレ点を記入してください。その場合は援助者の欄の記載は不要となります。
  - ・ 求人・転職サイト(ビズリーチ、doda等)や検索エンジン(yahoo、google等)を活用した求職活動において、  
イ 単に情報を収集し、自分で企業に応募した場合  
→ 援助に該当しません。
  - 登録した転職サイトを介して、企業等に自身の情報が伝わったり、面接の調整がされた場合  
→ 援助に該当します(当該団体の正式名称やその援助の内容を具体的に記載してください。)
  - ・ 援助者の氏名及び名称には、個人として援助を行った者である場合には、「姓」と「名」の間は全角 1 文字空け、フルネームで記入してください。
  - ・ 就職支援会社、公共職業安定所等の法人その他の団体の業として援助を行ったものである場合には、不要な空白を入れずに当該団体の正式名称を記入してください。複数から援助を受けた場合は、全て記入してください(届け出た再就職に関する援助に限る。)
  - ・ 同一の援助者から当該再就職に関して複数回援助を受けた場合は、一つのセルの中で改行して時期及び内容を記載。

(例)○：△△公共職業安定所、株式会社△△ 等  
×：ハローワーク△△、(株)△△ 等

- ・ 援助の内容には、援助を受けた時期及び内容を具体的に記入してください。援助を受けた時期については、始期及び終期をできるだけ詳細に記入してください。

(時期例)  
令和○年○月○日～令和○年○月○日、令和○年○月～令和○年○月 等(数字は半角で入力)

(内容例)  
再就職先に関する情報の提供(求人ポスト、採用担当者の連絡先等)  
再就職先への推薦(推薦状の作成等)  
再就職先採用担当者との面談の設定  
再就職先への提出書類の記載等におけるアドバイス 等

(別添)

|         |         |          |                 |                |
|---------|---------|----------|-----------------|----------------|
| (A) 種別  | (B) 俸給表 | (C) 職務の級 | (D) 俸給の特別調整額の区分 | (E) 再就職先区分     |
| 若年定年等隊員 | 自衛官     | 1佐（一）    | Ⅱ 種             | 公益社団法人又は公益財団法人 |

|                           |   |   |   |                                                    |
|---------------------------|---|---|---|----------------------------------------------------|
| (F) 5 の欄の官職と再就職先との利害関係の有無 |   |   |   | (G) 3 の欄に離職時の官職と併せて括弧書で管理職隊員としての最終官職を記載している場合、その理由 |
| A                         | B | C | D |                                                    |
| 無                         |   |   |   |                                                    |

※ 「離職後の事前の届出」（別記様式第 7）が不要な場合については、4 4 ページを参照してください。



※ 別添の（A）～（G）については、上記届出事項とは別に、取りまとめにおいて確認が必要なため、ご記入いただきますよう、よろしくお願いいたします。  
【（F）再就職先区分のみ集計値を公表】

- （A）種別  
【事務官等】  
事務官等については、全て一般定年等隊員に該当  
【自衛官】  
一般定年等隊員：将補以上の階級にある自衛官、任期の末日が65歳※以上となる再任用の自衛官  
若年定年等隊員：定年年齢が65歳に満たない自衛官、任期制自衛官及び任期の末日が65歳※未満の再任用の自衛官  
※ 任期末日の年齢については、事務官等の定年年齢延長の経過措置と連動
- （B）俸給表  
退職時に適用されている俸給表を選択してください。
- （C）職務の級  
退職時に適用されている職務の級（自衛官は階級※）を選択してください。  
※ 将補については、将補（一）、将補（二）  
1佐については、1佐（一）、1佐（二）、1佐（三）の別も選択してください。  
特定任期付隊員等の俸給表上職務の級がない場合は号俸を選択してください。
- （D）俸給表の特別調整額の区分  
退職時に適用されている俸給の特別調整額の区分を選択してください。  
適用がない場合は、「－」を選択してください。  
※ 離職時に非管理職隊員の場合は、最後に管理職隊員であった時の特別調整額を選択してください。
- （E）再就職先区分  
再就職先の区分を「独立行政法人」、「国立大学法人」、「特殊法人」、「認可法人」、「公益社団法人又は公益財団法人」、「一般社団法人又は一般財団法人」、「学校法人」、「社会福祉法人」、「更生保護法人」、「その他の非営利法人」、「営利法人」、「自営業」、「その他」から選択してください。
- （F）5 の欄の官職と再就職先との利害関係の有無
- ・ 3 佐以上、行（一）5 級相当以上の隊員について、5 の欄に記入された全ての官職又は階級と再就職先との利害関係の有無を選択してください。
  - ・ 利害関係企業については、4 5 ページを参照してください。
  - ・ 対象の隊員以外は空欄のままとしてください。
- （G）3 の欄に離職時の官職と併せて括弧書で管理職隊員としての最終官職を記載している場合、その理由
- ・ 離職時の官職が非管理職（役職定年等による降任、専門スタッフ職等非管理職官職への異動）の場合「1」
  - ・ 離職時の官職が非管理職（再任用隊員）の場合「2」  
※ 「2」の場合は、再任用前の管理職隊員としての官職・離職日に修正してください。
  - ・ 付配置等の上記 1、2 に当てはまらない場合「3」

# 1 届出事項に変更が生じた場合

「離職後の事前の届出」（別記様式第7）を提出した管理職隊員であった者は、離職後2年間のうち再就職するまでの間に本届出事項のうち**変更届出（別記様式第8）**掲載の事項に変更が生じたときには、**遅滞なく（※）**、在職していた在職機関を経由して、防衛大臣に届け出てください。なお、**再就職先自体が変わった場合は、「失効届出」（別記様式第9）**を届け出た上で、新たな再就職先について「離職後の事前の届出」（別記様式第7）を提出してください。  
**※** 届出が必要となる事実が生じた日から原則として**2週間以内**（再就職予定日の前日を超える場合には同日まで）

## 留意事項

- 管理職隊員であった者（離職後2年を経過していない者に限る。）が対象となります（管理職隊員以外の隊員は、離職後の変更届出は不要）。
- 届出事項に変更が生じてから2週間以上が経過した後に、変更の事実があったことが判明することが散見されます。既に退職した後にそのような事実が判明する場合も多く、変更届の提出がさらに遅延するおそれがありますので、**届出事項に変更がある時は可能な限り早期のご提出をお願いいたします。**

## 記入上の注意

※ 届出の欄外にある住所、氏名、電話番号欄について、数字も含めて全角で入力してください。

- 「氏名」
  - ・ 外字は使用せず、「姓」と「名」の間は全角1文字空けてください。
- 「日付」（中段）
  - ・ 「離職後の事前の届出」（別記様式第7）を届け出た年月日を記載してください。
- 「再就職予定日」、「再就職先の名称及び連絡先」、「再就職先の業務内容」、「再就職先における地位」
  - ・ 変更があった項目について変更前、変更後の内容を記載してください。
  - ・ 再就職先の名称は、正式名称を記入してください。また、**不要な空白は入れない**でください。

(例)○：独立行政法人□□、公益財団法人□□ 等  
×：（独）□□、（財）□□ 等

- 「再就職先における地位」
  - ・ 正社員でない場合は括弧書きで雇用形態を併記してください。

別記様式第8（第65条の13第4項関係）

変更届出  
(自衛隊法第65条の11第3項関連)

令和 5 年 9 月 15 日

防衛大臣 殿

住所 東京都新宿区市ヶ谷本村町5-1  
氏名 防衛 次郎  
電話番号 03-3268-3111

令和 5年 8月 30日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第3項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

|              |     |      |
|--------------|-----|------|
| 再就職予定日       | 変更前 |      |
|              | 変更後 |      |
| 再就職先の名称及び連絡先 | 変更前 |      |
|              | 変更後 |      |
| 再就職先の業務内容    | 変更前 |      |
|              | 変更後 |      |
| 再就職先における地位   | 変更前 | 理事   |
|              | 変更後 | 副理事長 |

## 2 届出事項が失効した場合

「離職後の事前の届出」（別記様式第7）を提出した管理職隊員であった者は、離職後2年間のうちに届出事項に係る地位に就くことが見込まれないこととなったときは、**遅滞なく（※）、「失効届出」（別記様式第9）を**、在職していた在職機関を経由して、防衛大臣に提出してください。

**※** 届出が必要となる事実が生じた日から原則として**2週間以内**（再就職予定日の前日を超える場合には同日まで）

別記様式第9（第65条の13第5項）

失効届出

（自衛隊法第65条の11第3項関連）

令和 5 年 9 月 15 日

防衛大臣 殿

住 所 東京都新宿区市谷本村町5-1

氏 名 防衛 次郎

電話番号 03-3268-3111

令和 5年 8月 30日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第3項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。

### 留意事項

- 管理職隊員であった者（離職後2年を経過していない者に限る。）が対象となります（管理職隊員以外の隊員は、離職後の失効届出は不要）。



### 記入上の注意

#### ○ 「氏名」

- ・ 外字は使用せず、「姓」と「名」の間は全角1文字空けてください。

#### ○ 「日付」（中段）

- ・ 「離職後の事前の届出」（別記様式第7）を届け出た年月日を記載してください。「変更届出（別記様式第8）」を行っている場合であっても、**変更届出を届け出た年月日としない**ことに留意してください。

Ⅲ 管理職隊員であった者が再就職した場合

管理職隊員であった者が、離職後2年間に、再就職、起業等した場合は、速やかに（**再就職日から原則として1か月以内**）、「離職後の事後の届出」（別記様式第10）を在職していた在職機関を経由して、防衛大臣に提出してください。

別記様式第10（第65条の15第2項関係）

管理職隊員であった者が再就職した場合の届出

（自衛隊法第65条の11第4項関連）

令和 5 年 10 月 2 日

防衛大臣 殿

住 所 東京都新宿区市谷本村町5-1

氏 名 防衛 三郎

電 話 番 号 03-3268-3111

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1<br>（ふりがな）     | ぼうえい さぶろう       |
| 氏名              | 防衛 三郎           |
| 2<br>生年月日       | S 39 年 4 月 19 日 |
| 3<br>離職時の官職又は階級 | 防衛省人事教育局〇〇課長    |

留意事項

- 届出を定められたとおりに行わなかった場合や虚偽の届出を行った場合には、**10万円以下の過料の対象となります。**
- 管理職隊員であった者（離職後2年を経過していない者に限る。）が対象となります。

記入上の注意

※ 届出の欄外にある住所、氏名、電話番号欄について、数字も含めて全角で入力してください。

- ① **氏 名【公表事項】**
  - ・ 「姓」と「名」の間は**全角1文字空け**、全角フルネームで記入してください。
- ② **生年月日【公表事項（年齢として公表）】**
  - ・ 元号・年月日をプルダウンメニューから選択してください。
- ③ **離職時の官職【公表事項】**
  - ・ 上段に官職を入力してください（機関名は省略せず記入）。また、**自衛官の場合は下段に退職時の階級を入力**してください（事務官においては、**下段の入力は不要**）。
  - ・ 退職時に特別昇任した自衛官は、**昇任前の階級を括弧書きで入力**してください。

- （例）【離職時に管理職隊員であった場合】  
上段：航空自衛隊第2航空団整備補給群司令 下段：1等空佐  
【離職時に管理職隊員以外の隊員であった場合】  
上段：航空自衛隊第2航空団付（航空自衛隊第2航空団整備補給群司令）  
下段：1等空佐  
【退職時に特別昇任した隊員であった場合】  
上段：海上自衛隊幹部学校企画部長 下段：海将補（1等海佐）  
【事務官等の場合】  
上段：防衛省人事教育局人事計画・補任課長  
※ 事務官等については俸給表及び職務の級を書く必要はありません。

- ・ 離職後に再任用隊員（非管理職隊員）として採用された後、再び離職し再就職する場合の「離職時」とは、**再任用隊員になる以前の隊員としての離職時を指すため、再任用前の管理職隊員としての官職を記入**してください。
  - ・ 一方、**管理職隊員として再任用隊員に採用された場合は、当該官職を最終官職として記入**してください。
- ※ 令和5年4月以降、暫定再任用隊員（暫定再任用短時間勤務隊員を含む。）及び定年前再任用短時間勤務隊員として採用された場合についても同様です。

- （例）【管理職Aを離職後、再任用非管理職Bとして採用された場合】  
⇒ **Aの官職を記載**  
【管理職Aを離職後、再任用管理職Bとして採用された場合】  
⇒ **Bの官職を記載**  
※ 管理職Aの離職後2年間に、「再任用管理職Bとして採用された後、再び離職し再就職する」場合、**管理職Aとしての届出と再任用管理職Bとしての届出の2通の届出が必要です。**

|                                       |                                                                  |            |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------|
| 4 離職前の求職開始日                           | R 4 年 1 月 6 日<br><br>( <input type="checkbox"/> 離職前の求職開始日なかった場合) |            |
| 5 離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容 |                                                                  |            |
| 官職又は階級                                | 在職期間                                                             | 職務内容       |
| A<br>防衛装備庁<br>長官官房付                   | 自 R 4 年 1 月 6 日<br><br>至 R 4 年 3 月 31 日                          | 〇〇に関する研究開発 |
| B<br>防衛省人事教育局<br>〇〇課長                 | 自 R 4 年 4 月 1 日<br><br>至 R 5 年 7 月 31 日                          | ××に関する業務   |
| C                                     | 自 年 月 日<br><br>至 年 月 日                                           |            |
| D                                     | 自 年 月 日<br><br>至 年 月 日                                           |            |
| 6 離 職 日                               | R 5 年 7 月 31 日                                                   |            |
| 7 再 就 職 予 定 日                         | R 5 年 10 月 1 日                                                   |            |

- ④ 離職前の求職開始日【公表事項】
- ・ 隊員としての在職中における求職開始日（次に掲げる日のいずれか早い日）の元号・年月日をプルダウンメニューから選択してください。
  - イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
  - 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
  - ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日
- なお、離職前の求職開始日なかった場合には、チェック欄にレ点を記入してください。この場合、⑤の記入は不要です。
- ⑤ 離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容【公表事項】
- ・ 離職前の求職開始日から離職日までの間に在職していた官職、在職期間及び職務内容を記入してください。
  - ・ 在職期間については、初日と最終日の元号・年月日をプルダウンメニューから選択してください。
  - ・ 在職期間の初日と④の離職前の求職開始日は同じ日付を記載してください。
  - ・ 職務内容については、職位組織図（業務分掌表）等を参考に具体的な職務内容を記入してください。
- ⑥ 離職日
- ⑦ 再就職予定日
- ・ 元号・年月日をプルダウンメニューから選択してください。
  - ・ 離職日と⑤の在職期間の末日は同じ日付を記載してください。
  - ・ 再就職の約束時に離職日や再就職日が未定であっても、予定日を記載してください。

|                |                                                                  |  |
|----------------|------------------------------------------------------------------|--|
| 8 再就職先の名称及び連絡先 | 再就職先の名称： 学校法人〇〇                                                  |  |
|                | 再就職先の連絡先： 〇〇県〇〇市〇〇△－△－△<br>〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇                          |  |
| 9 再就職先の業務内容    | 教育・研究                                                            |  |
| 10 再就職先における地位  | 〇〇大学経済学部教授                                                       |  |
| 11 求職の承認の有無    | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |  |

☒ 記入上の注意（続き）

- ⑧ 再就職先の名称及び連絡先【再就職先の名称のみ公表事項】
- 再就職先の名称は、ホームページやパンフレットの会社概要等を参考に**正式名称を記入**してください。また、**不要な空白は入れない**でください。

(例)○：公益財団法人□□、一般財団法人□□、株式会社□□ 等  
×：（財） □□、（一財） □□、（株） □□ 等

- 所属する支部、支所、内部組織**は本欄ではなく「再就職先における地位」欄に記載してください。

(例)【再就職先の名称】「△△株式会社」、【再就職先の地位】「△△支所〇〇部長」  
【再就職先の名称】「学校法人△△」、【再就職先の地位】「△△大学〇〇学部教授」

- 連絡先には、**全て全角**で**採用担当部署**の所在地及び電話番号の両方を記入してください。
- 所在地は都道府県名から記入し、電話番号は市外局番から記入してください。
- 海外の場合には、所在地は国名を含めて記入し、電話番号は国番号を含めて記入してください。電話番号は番号のみでよく、番号の後の「（代表）」、「（直通）」等の記入は不要です。

- ⑨ 再就職先の業務内容【公表事項】
- 定款、寄附行為等における目的等を参考に、法人の主な業務内容をわかりやすく、簡潔に記入してください。**本人又は所属部署の業務内容ではなく、組織全体の業務内容を記入**してください。

(例)銀行「金融業」、病院「医療事業」、電力会社「電力供給事業等」、大学「教育・研究」  
国の機関「国家公務」、地方公共団体の機関「地方公務」  
公益法人等「〇〇等に関する調査、研究」等

- ⑩ 再就職先における地位【公表事項】
- 役職・職種を記載し、正社員でない場合には、**括弧書きで雇用形態（非常勤、嘱託等）を記載**してください。
  - 所属する支部、支所、内部組織は「再就職先の名称及び連絡先」欄ではなく本欄に記載してください。

(例)顧問（嘱託）、マネージャー（契約社員）、〇〇工場調査員（アルバイト）

- ⑪ 求職の承認の有無【公表事項】
- 在職中に自らの職務に利害関係を有する営利企業等に求職活動を行う場合に必要  
な、再就職等監視委員会等による承認の有無を記入してください。

|                                                           |                                                                  |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 12 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無                                 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 13 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助                                  |                                                                  |
| ( <input type="checkbox"/> 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助がなかった場合 ) |                                                                  |
| (ふりがな)                                                    |                                                                  |
| 援助者の氏名又は名称                                                | 援助の内容                                                            |
| ぼうえい はなこ                                                  | 令和4年2月14日 再就職先への推薦 (推薦状の作成)<br>令和4年4月30日 再就職先との面談日程の調整           |
| 防衛 花子                                                     |                                                                  |
|                                                           |                                                                  |
|                                                           |                                                                  |
|                                                           |                                                                  |

(記載上の注意)

1. 離職時の階級は、退職時に特別昇任した者にあつては、当該昇任前の階級を ( ) で記載すること。

2. □のついた項目は、該当する□の中にレ点を記入すること。

3. 離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

記入上の注意 (続き)

- ⑫ 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無【公表事項】
- 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助（次の（１）～（３）をいいます。）の有無を記入してください。
  - （１）就職の援助（いわゆる「就職援護」）によって再就職した場合
  - （２）官民人材交流センターを活用して再就職した場合
  - （３）官民人材交流センターが、離職を余儀なくされることとなった隊員について直接行った再就職支援

- ⑬ 防衛大臣又は官民人材交流センター以外の援助
- 「防衛大臣又は官民人材交流センターによるもの以外の再就職の援助」とは、「親族や知人から再就職先の情報提供を受けた場合、求人や転職サイトを利用し、企業等に自身の情報を伝えたり、面接の調整をした場合」を指します。
  - 自ら会社のホームページ等から直接応募し、再就職した場合には、「なかった場合」のチェック欄にレ点を記入してください。その場合は援助者の欄の記載は不要となります。
  - 求人・転職サイト（ビズリーチ、doda等）や検索エンジン（yahoo、google等）を活用した求職活動において、
  - 単に情報を収集し、自分で企業に応募した場合  
→ 援助に該当しません。
  - 登録した求人・転職サイトを介して、企業等に自身の情報が伝わったり、面接の調整がされた場合  
→ 援助に該当します（当該団体の正式名称やその援助の内容を具体的に記載してください。）。
  - 援助者の氏名及び名称には、個人として援助を行った者である場合には、「姓」と「名」の間は全角 1 文字空け、フルネームで記入してください。
  - 就職支援会社、公共職業安定所等の法人その他の団体の業として援助を行ったものである場合には不要な空白を入れずに当該団体の正式名称を記入してください。複数から援助を受けた場合は、全て記入してください（届け出た再就職に関する援助に限る。）。
  - 同一の援助者から当該再就職に関して複数回援助を受けた場合は、一つのセルの中で改行して時期及び内容を記載してください。

(例)○：△△公共職業安定所、株式会社△△ 等  
×：ハローワーク △△、(株) △△ 等

- 援助の内容には、援助を受けた時期及び内容を具体的に記入してください。援助を受けた時期については、始期及び終期をできるだけ詳細に記入してください。

(時期例)  
令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日、令和〇年〇月～令和〇年〇月 等 (数字は半角で入力)

(内容例)  
再就職先に関する情報の提供（求人ポスト、採用担当者の連絡先等）  
再就職先への推薦（推薦状の作成等）  
再就職先採用担当者との面談の設定  
再就職先への提出書類の記載等におけるアドバイス 等

(別添)

|         |         |          |                 |            |
|---------|---------|----------|-----------------|------------|
| (A) 種別  | (B) 俸給表 | (C) 職務の級 | (D) 俸給の特別調整額の区分 | (E) 再就職先区分 |
| 一般定年等隊員 | 行政職（一）  | 9        | I 種             | 学校法人       |

|                           |   |   |   |                              |                                                    |
|---------------------------|---|---|---|------------------------------|----------------------------------------------------|
| (F) 5 の欄の官職と再就職先との利害関係の有無 |   |   |   | (G) の報酬が 1 6 0 万を超える見込みとなった日 | (H) 3 の欄に離職時の官職と併せて括弧書で管理職隊員としての最終官職を記載している場合、その理由 |
| A                         | B | C | D |                              |                                                    |
| 無                         | 無 |   |   |                              |                                                    |

※ 「離職後の事後の届出」（別記様式第 1 0）が不要な場合については、 4 4 ページを参照してください。

- ※ 別添の（A）～（G）については、上記届出事項とは別に、取りまとめにおいて確認が必要なため、ご記入いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- 【（F）再就職先区分のみ集計値を公表】
- （A）種別
- 【事務官等】
- 事務官等については、全て一般定年等隊員に該当
- 【自衛官】
- 一般定年等隊員：将補以上の階級にある自衛官、任期の末日が65歳※以上となる再任用の自衛官
- 若年定年等隊員：定年年齢が65歳に満たない自衛官、任期制自衛官及び任期の末日が65歳※未満の再任用の自衛官
- ※ 任期末日の年齢については、事務官等の定年年齢延長の経過措置と連動
- （B）俸給表
- 退職時に適用されている俸給表を選択してください。
- （C）職務の級
- 退職時に適用されている職務の級（自衛官は階級※）を選択してください。
- ※ 将補については、将補（一）、将補（二）
- 1 佐については、1 佐（一）、1 佐（二）、1 佐（三）の別も選択してください。
- 特定任期付隊員等の俸給表上職務の級がない場合は号俸を選択してください。
- （D）俸給表の特別調整額の区分
- 退職時に適用されている俸給の特別調整額の区分を選択してください。
- 適用がない場合は、「－」を選択してください。
- ※ 離職時に非管理職隊員の場合は、最後に管理職隊員であった時の特別調整額を選択してください。
- （E）再就職先区分
- 再就職先の区分を「国または地方公共団体」、「独立行政法人」、「国立大学法人」、「特殊法人」、「認可法人」、「公益社団法人又は公益財団法人」、「一般社団法人又は一般財団法人」、「学校法人」、「社会福祉法人」、「更生保護法人」、「その他の非営利法人」、「営利法人」、「自営業」、「その他」から選択してください。
- （F）5 の欄の官職と再就職先との利害関係の有無
- ・ 3 佐以上、行（一）5 級相当以上の隊員について、5 の欄に記入された全ての官職又は階級と再就職先との利害関係の有無を選択してください。
  - ・ 利害関係企業については、4 5 ページを参照してください。
  - ・ 対象の隊員以外は空欄のままとしてください。
- （G）報酬が 1 6 0 万円を超える見込みとなった日
- 営利企業への再就職以外の場合で、再就職日時点では年間報酬が 1 6 0 万円を超える見込みではなかったものの、その後、年間報酬が 1 6 0 万円を超える見込みとなったために届出を行う場合には、その超える見込みとなった日を記入してください（それ以外の場合は、空欄）。
- （H）3 の欄に離職時の官職と併せて括弧書で管理職隊員としての最終官職を記載している場合、その理由
- ・ 離職時の官職が非管理職（役職定年等による降任、専門スタッフ職等非管理職官職への異動）の場合「1」
  - ・ 離職時の官職が非管理職（再任用隊員）の場合「2」
- ※ 「2」の場合は、再任用前の管理職隊員としての官職・離職日に修正してください。
- ・ 付配置等の上記 1、2 に当てはまらない場合「3」

## 届出事項の記載誤り等の一例及び記載例

### 【一例】

#### ○ 病院等に再就職する場合

すべてに当てはまるわけではありませんが、病院やクリニック、診療所等は医療法人の形態で経営、運営されていることが多いです。ホームページやパンフレットの会社概要等を確認し再就職先の実態に即して記載をお願いいたします。

正 再就職先名称：医療法人□□

再就職先の地位：○○病院看護師

誤 再就職先名称：○○病院

再就職先の地位：看護師

#### ○ 国立大学等に再就職する場合

すべてに当てはまるわけではありませんが、国立大学や私立大学、私立幼稚園等は国立大学法人や学校法人、社会福祉法人の形態で経営、運営されていることが多いです。ホームページやパンフレットの会社概要等を確認し再就職先の実態に即して記載をお願いいたします。

正 再就職先名称：国立大学法人○○大学

再就職先の地位：教授

誤 再就職先名称：○○大学

再就職先の地位：教授

正 再就職先名称：学校法人○○園

再就職先の地位：○○幼稚園通園バス運転手

誤 再就職先名称：○○幼稚園

再就職先の地位：通園バス運転手

#### ○ 社内カンパニーや部門、支部、工場、営業所等に再就職する場合

内部組織は「再就職先の名称」ではなく、「再就職先の地位」の欄に記載してください。

すべてに当てはまるわけではありませんが、ホームページやパンフレットの会社概要等を確認し再就職先の実態に即して記載をお願いいたします。

正 再就職先名称：○○株式会社

再就職先の地位：□□工場作業員

誤 再就職先名称：○○株式会社□□工場

再就職先の地位：作業員

正 再就職先名称：○○重工業株式会社

再就職先の地位：□□カンパニー顧問（嘱託）

誤 再就職先名称：○○重工株式会社□□カンパニー

再就職先の地位：顧問（嘱託）

### 【記載例】

#### ○ 共済組合等に再就職する場合

再就職先の名称：防衛省共済組合、国家公務員共済組合連合会等

※ 支部等がある場合には「再就職先の地位」の欄に記載

#### ○ 自営業を営む実家に再就職し給与をもらう場合

※ 実家は法人化しておらず、屋号もない場合で、親と子の家計は別であり、親と子の間で雇用関係が結ばれている場合や、実家の個人事業主が生計を共にしている配偶者や親族に給与を払っている場合も含む。

再就職先の名称：農家（個人事業主の氏名）※

再就職先の業務内容：農業

再就職先の地位：農家見習い

※ 漁師であれば「漁師（個人事業主）」など

#### ○ 地方公共団体に再就職する場合

（管理職隊員であった者が再就職した場合の届出（離職後の事後の届出））

再就職先の名称：○○市役所

再就職先の業務内容：地方公務

再就職先の地位：危機管理監

#### ○ 官公庁に再就職する場合

（管理職隊員であった者が再就職した場合の届出（離職簿の事後の届出））

再就職先の名称：○○省

再就職先の業務内容：国家公務

再就職先の地位：□□局△△課長

※ 業務内容は地方公共団体や官公庁の所掌事務ではなく、「地方公務」もしくは「国家公務」と記載。

再就職先の地位には、局等組織の名称から役職までの正式名称で記載。

## 届出関係の概観

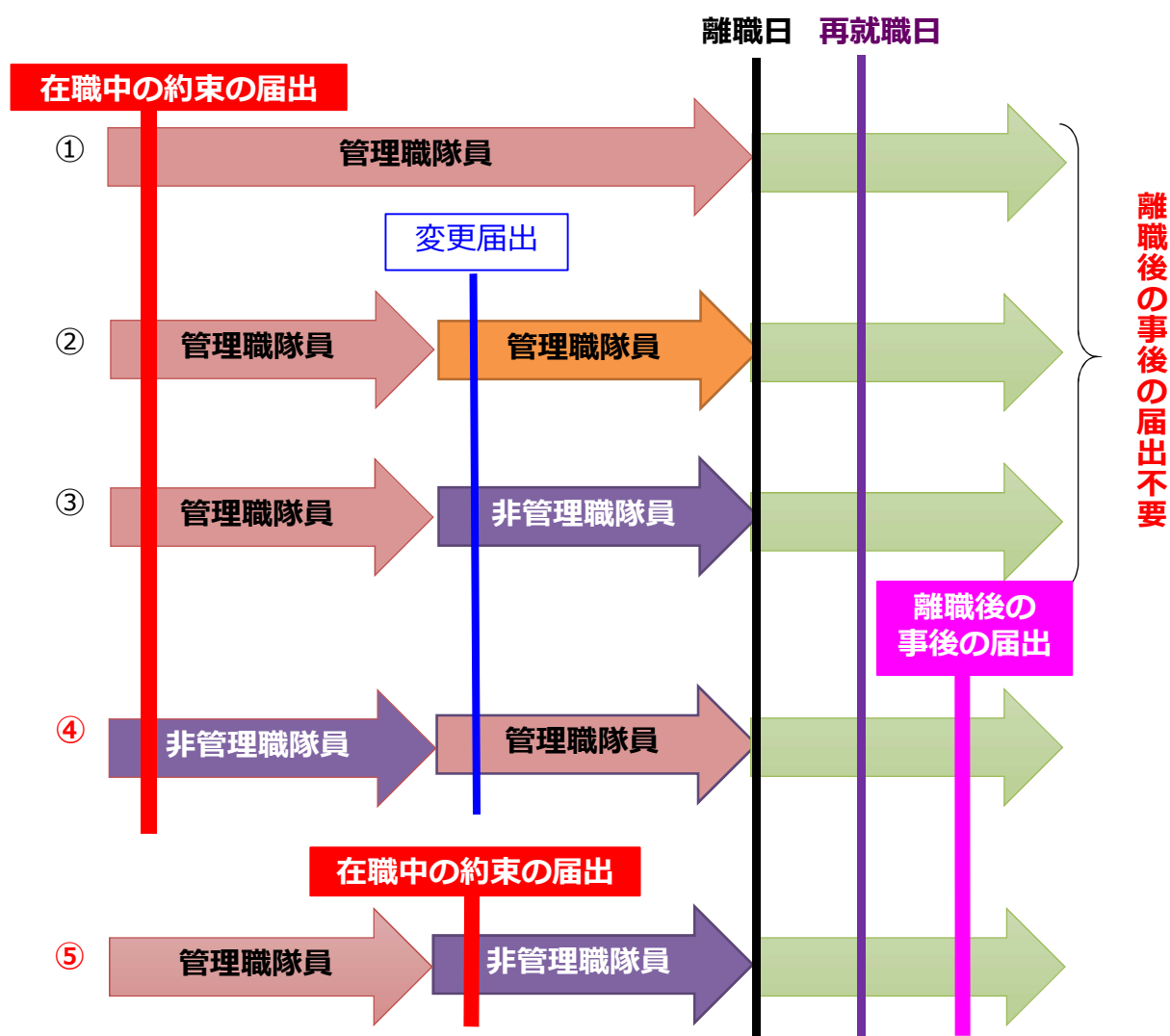
|                        | 在職中に再就職の<br>約束をした場合                                                                                                            | 離職後 2 年間                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                      |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        |                                                                                                                                | 独法の役員等に再就<br>職する場合（事前）                                                                                                                                                                   | 営利企業等に再就職し<br>た場合（事後）                                                                                                                                                                |
|                        | 法第 6 5 条の 1 1<br>第 1 項                                                                                                         | 法第 6 5 条の 1 1 第<br>3 項                                                                                                                                                                   | 法第 6 5 条の 1 1 第 4<br>項                                                                                                                                                               |
| 対象者                    | 隊員※                                                                                                                            | 管理職隊員（1佐以上、行政職（一）7級以上）<br>であった者。<br>※1佐（三）及び行政職（一）7級（相当級を<br>含む。）の隊員については、 <b>俸給の特別調整額<br/>にかかる区分がⅡ種以上の隊員に限られます。</b>                                                                     |                                                                                                                                                                                      |
| 届出<br>時期               | 再就職の約束をし<br>た原則として <b>1 週<br/>間以内</b><br>【変更・失効】届<br>出が必要となる事<br>実が生じた日から<br>原則として <b>2週間<br/>以内</b> （離職日を<br>超える場合には同日<br>まで） | <b>あらかじめ（再就職<br/>予定日の前日まで）</b><br>【変更・失効】届出<br>が必要となる事実が<br>生じた日から原則と<br>して <b>2週間以内</b> （再就<br>職予定日の前日を超<br>える場合には同日ま<br>で）                                                             | 再就職日から原則とし<br>て <b>1か月以内</b>                                                                                                                                                         |
| 対象と<br>なる再<br>就職先<br>等 | 営利企業等<br>（営利企業及び営<br>利企業以外の法<br>人）<br>※公益社団・財団<br>法人、一般社団・<br>財団法人、学校法<br>人等の非営利法人<br>も対象。                                     | 行政執行法人以外の<br>独立行政法人（5 5<br>ページ参照）<br>＜役員その他の地位<br>であって政令で定め<br>るもの＞<br>①役員（非常勤のも<br>のを除く。）<br>②法令の規定により<br>内閣・内閣総理大<br>臣・各省大臣により<br>任命される地位<br>③法令の規定により<br>任命・選任に関し行<br>政庁の許可を要する<br>地位 | ＜届出が必要となる場<br>合＞<br>①有給で、営利企業以<br>外の事業の団体の地位<br>についた場合<br>②有給で、事業に従事<br>することとなった場合<br>又は事務を行うことと<br>なった場合<br>③営利企業の地位に就<br>いた場合<br>※①・②の場合は報酬<br>額（1 6 0 万円を超え<br>る額の場合に限る。）<br>による。 |
| 届出義<br>務違反             | 懲戒処分等                                                                                                                          | 1 0 万円以下の過料                                                                                                                                                                              | 1 0 万円以下の過料                                                                                                                                                                          |

※ 隊員の範囲は自衛隊員全員（非常勤の隊員、臨時的任用隊員、学生、生徒、条件付採用期間中の隊員を除く）。任期制隊員、特定任期付隊員、官民人事交流により採用された隊員、再任用隊員、再任用短時間勤務隊員も対象。退職手当通算予定隊員（いわゆる現役出向者）は対象外。

## 各種届出が不要な場合

- 「在職中の約束の届出」（別記様式第 4）が不要な場合  
国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人へ再就職する場合
- 「離職後の事前の届出」（別記様式第 7）が不要な場合
  - ① 管理職隊員として在籍していた時に「在職中の約束の届出」（別記様式第 4）を行っており、離職後に届出内容に変更が生じていない場合。
  - ※ 非管理職隊員として在籍していた時に「在職中の約束の届出」（別記様式第 4）を行ったが、過去に**一度でも管理職隊員であったことのある場合は、届出が必要となります。**
  - ② 退職手当通算離職（いわゆる現役出向）の場合
- 「離職後の事後の届出」（別記様式第 1 0）が不要な場合
  - ① 管理職隊員として在籍していた時に「在職中の約束の届出」（別記様式第 4）を行っており、離職後に届出内容に変更が生じていない場合又は「離職後の事前の届出」（別記様式第 7）を行った場合  
ただし、非管理職隊員として在籍していた時に「在職中の約束の届出」（別記様式第 4）を行ったが、過去に**一度でも管理職隊員であったことのある場合は、「離職後の事後の届出」（別記様式第 1 0）も必要です。**
  - ② 日雇いの場合（任期を 1 日とし、これが日々更新されることにより雇用される者の場合）
  - ③ 任命権者の要請に応じ特別職の国家公務員となるため退職し、引き続き特別職国家公務員となった場合（例：内閣総理大臣の秘書官として一定期間特別職の国家公務員となる場合）
  - ④ 任命権者の要請に応じ地方公務員となるため退職し、引き続き地方公務員となった場合（地方公共団体・特定地方独立行政法人への出向の場合）
  - ⑤ 再任用制度により再任用隊員として採用された場合
  - ⑥ 防衛省の顧問等として採用された場合
  - ⑦ 有給で、営利企業以外の事業の団体の地位に就いた場合、又は、有給で事業に従事することとなった場合又は事務を行うこととなった場合であって、一定額（※）以下の報酬をえる場合
  - ⑧ 退職手当通算離職（いわゆる現役出向）の場合  
※ 所得税法第 2 8 条第 3 項第 1 号に規定する給与所得控除額に相当する金額（現行 6 5 万円）と同法第 8 6 条第 1 項第 1 号に掲げるにおける同条の規定による基礎控除額に相当する金額（現行 5 8 万円）及び租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 16 の 2 第 1 項に掲げる加算措置（最大 37 万円）の合計額（現行 1 6 0 万円）

## 管理職隊員が在職中に再就職の約束をした場合 における事後の届出の要否の一例



- 「在職中の約束の届出」を提出した時点の官職・階級により、管理職隊員・非管理職隊員を区分。
- ④、⑤は、非管理職隊員時に「在職中の約束の届出」を提出しているため、**管理職隊員であった者として、「離職後の事後の届出」も必要（届出が重複）**

## 利害関係企業について

利害関係企業等とは、隊員が求職活動をしようとした時点における職務（付配置の場合はその前の実質的職務）において、携わる事務の相手方のうち、以下の6項目のいずれかに該当する**営利企業等**をいいます。

- ① 許認可等を受けて事業を行っている、又は許認可等を申請（しよう）している**営利企業等**

（例）防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成19年内閣府令第7号）第18条の規定に基づく「信託財産管理者の辞任の許可」等

- ② 補助金等の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請（しよう）している**営利企業等**

（例）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条の規定に基づく「防衛施設部対策事業補助金」、「防衛施設部道庁等整備事業補助金」等

- ③ 不利益処分をしようとする場合に名宛人となるべき**営利企業等**

（例）自衛隊法第105条の規定に基づく「訓練のための漁船の操業の制限又は禁止」等

- ④ 行政指導により一定の作為・不作為を求められている**営利企業等**

（例）沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和52年法律第40号）第13条の規定に基づく「土地の位置境界についての勧告」等

- ⑤ 契約（電気・ガス・水道等を除く。）を締結している（総額2,000万円以上）、又は契約の申込みを（しよう）している**営利企業**

- ⑥ 犯罪の捜査又は公訴の提起を受けている、又は刑の執行を受ける**営利企業等**

- これらに関連する一連の事務を含むため、例えば、**契約**には、いわゆる契約等担当者だけではなく、**調達要求、仕様書作成、契約履行の監督や検査事務に携わる者**を含みます。
- 指揮命令権との関係性により、自衛隊においては、**隷下部隊と営利企業等との間に利害関係がある場合、上級部隊の指揮官も利害関係が成立**します。
- 利害関係について、思い込みや勘違いに起因する違反を防ぐためにも、少しでも疑問があれば、**人事担当者や援護担当者等に必ず確認を**してください。

## 目次

### 1 届出事項

- Q 1 届出に記載する氏名は旧姓でも構わないのでしょうか。
- Q 2 「求職開始日」について、くわしく教えてください。
- Q 3 再就職先の「連絡先」について、何を記載すればよいですか。
- Q 4 「求職開始日以後の（求職開始日から離職日までの間の）隊員としての在職状況及び職務内容」について、くわしく教えてください。
- Q 5 再就職が家業を継ぐ農業の場合、届出は必要ですか。
- Q 6 防衛大臣又は官民人材交流センターによるもの以外の「離職後の就職の援助」に該当するのはどのようなものですか。
- Q 7 離職後の就職の援助を行った者の「氏名又は名称」について、どのような場合に氏名を記載し、どのような場合に名称を記載すればよいですか。
- Q 8 自衛官を57歳で定年退官し、現在59歳で再任用隊員として勤務しています。再就職情報の届出を作成する際、種別は「一般定年等隊員」と「若年定年等隊員」のどちらを選択すればよいのでしょうか。
- Q 9 士業以外の自営業の約束日は「営業許可日」、「営業開始日」のどちらになるのでしょうか。
- Q 10 家業を継ぐ場合であったり、法人などを設立するわけではなく、自営業で農業を始める場合に「在職中の約束の届出」は必要でしょうか。
- Q 11 外国政府に再就職する場合に、「在職中の約束の届出」は必要ですか。

### 2 公表事項

- Q 12 届出事項と公表事項の違いを教えてください。

### 3 届出の期限と提出先

- Q 13 届出の期限と提出先について教えてください。
- Q 14 届出の期限を過ぎていることに気づいたときはどうすればよいですか。

### 4 届出の義務に違反した場合

- Q 15 届出の期限を超えて提出した場合や、その後も提出しなかった場合、又は虚偽の届出を行った場合に何かペナルティがありますか。

### 5 「在職中の約束の届出」に関する事項

- Q 16 再就職の約束をした場合に、「在職中の約束の届出」が必要となる再就職の範囲について教えてください。
- Q 17 「再就職の約束」とはどのような状態を指すのでしょうか。
- Q 18 再就職することについての約束はしたが、届出事項のうち未定の事項がある場合（例えば、就くこととなる地位（ポスト）が具体的に決まっていないなど）、どうすればよいのでしょうか。

## 目次（つづき）

- Q 19 再就職の約束をした日の官職と「在職中の約束の届出」を行う日の官職が異なる場合は、どちらの官職を記載すればよいのでしょうか。

### 6 離職後の届出に関する事項

- Q 20 管理職隊員であった者が、人事交流の一環として、防衛省・自衛隊を退職後に引き続いて一般職国家公務員や地方公務員になり、そのポストで離職した場合、届出を行うに当たっての離職日はどのように考えればよいのでしょうか。
- Q 21 管理職隊員であった者が、定年退職後に再任用隊員になって離職した場合の離職日はどのように考えればよいのでしょうか。
- Q 22 届出が必要な「離職後2年間」の範囲について、くわしく教えてください。
- Q 23 離職後2年以内に、再就職した企業・団体の中で地位が変わるときは、新たに届出が必要でしょうか。
- Q 24 離職後の事後届出が必要となる再就職の範囲について教えてください。
- Q 25 自営業で、企業・団体を設立しておらず、店舗・事務所等の名称も用いていない場合、届出においてどのように記載すればよいですか。
- Q 26 弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、弁理士などの士業について、資格登録日と開業した日又は事務所等に再就職した日のいずれの日が再就職日となりますか。
- Q 27 「離職後の事後届出」が不要な場合として、自衛隊法施行規則第65条の14に規定されているもの（営利企業以外の事業の団体への再就職や団体に所属しないで事務・事業に従事することとなった場合であって、再就職日から起算して1年間につき160万円以下の報酬を得る場合）について、くわしく教えてください。
- ① 営利企業以外の事業の団体に複数の再就職をした場合で、それぞれの団体から受ける報酬を合算すれば160万円を超える場合、届出が必要ですか。
- ② 再就職当初には報酬額が160万円を超えるかどうか分からない場合は、届出は不要ですか。

#### （用語）

在職中の約束の届出：自衛隊法第65条の11第1項の規定による届出（自衛隊法施行規則第65条の11第3項又は第4項の規定による届出を含む。）

離職後の事前の届出：自衛隊法第65条の11第3項の規定による届出（自衛隊法施行規則第65条の13第2項又は第3項の規定による届出を含む。）

離職後の事後の届出：自衛隊法第65条の11第4項の規定による届出

再就職情報の届出：3種の届出（在職中の約束の届出、離職後の事前の届出及び離職後の事後の届出）の総称

## 1 届出事項

### Q 1 届出に記載する氏名は旧姓でも構わないのでしょうか。

A 現在旧姓を使用している場合は、旧姓を記載して構いません。  
なお、隊員として旧姓を使用していた場合は原則その旧姓（離職時に使用していた姓）を記載いただきますが、当時の旧姓ではない姓を現在ご使用されている場合は、その姓を記載いただいても構いません。

### Q 2 「求職開始日」について、くわしく教えてください。

A 再就職先に対して、**再就職することを目的に、以下の①～③のいずれかの行為をした一番早い日**を「求職開始日」としています。なお、再就職情報の届出に記載する必要があるのは、隊員として在職している間の求職開始日のみです。

① 自己に関する情報の提供

(例)自らの退職時期を連絡、履歴書を送付など

② 再就職先の地位に関する情報の提供の依頼

(例)求人ポストの有無について問合せ、労働条件について問合せなど

③ 再就職先の地位に就くことの要求

(例)人事担当者に就職希望を伝える、再就職先に勤めている人に自分を後任とするよう依頼など

（※ 経過措置として、平成30年1月以降の「求職開始日」のみ記載することとしています。）

また、就職援護隊員から受けた援助の「求職開始日」については、就職援護隊員から再就職先となった企業等の提示を受けてから（又は、隊員の側から援護希望企業を指定して）、就職援護隊員に対して①～③の行動を開始した日を記載してください。

### Q 3 再就職先の「連絡先」について、何を記載すればよいですか。

A 再就職先の採用担当部署に連絡をとれるよう、**採用担当部署の所在地及び電話番号**を記載してください。

なお、採用担当部署が複数ある場合（例えば、本社の採用担当部署と所属する事業部門の採用担当部署とがある場合）、再就職に当たりより密接に連絡をとった方を記載してください。

### Q 4 「求職開始日以後の（求職開始日から離職日までの間の）隊員としての在職状況及び職務内容」について、くわしく教えてください。

A 「求職開始日」から離職日までの間に就いていた官職又は階級（離職予定日までの間に就いていることが見込まれる官職又は階級を含む。）ごとに、**様式に従って、「官職又は階級」、「在職期間」、「職務内容」**について記載してください。「在職期間」には、求職開始日より前の期間を記載する必要はありません（この欄に記載する最初の官職又は階級の在職期間の始期は、「求職開始日」になります。）。「職務内容」には、当該官職又は階級の所掌事務を簡潔に記載してください。

なお、「在職中の約束の届出」の場合には、以下の2点についても留意してください。

① 再就職の約束の日の前に求職開始日がない場合には、再就職の約束をした日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容について記載してください。

② 原則として、現在の官職の「在職期間」の最終日は「離職予定日」としてください。ただし、異動内示を受けている場合はその内容を反映させて記載してください。

### Q 5 再就職が家業を継ぐ農業の場合、届出は必要ですか。

A 「在職中の約束の届出」については、当該家業が「営利企業」又は「営利企業以外の法人」である場合には届出が必要です。「離職後の事後届出」については、営利・非営利を問わず、報酬を得て経営をする場合に届出が必要となります。

### Q 6 防衛大臣又は官民人材交流センターによるもの以外の「離職後の就職の援助」に該当するのはどのようなものですか。

A 例えば、**再就職先に関する情報の提供**（求人ポスト、採用担当者の連絡先等）、**再就職先への推薦**（推薦状の作成等）、**再就職先採用担当者との面談の設定**、**再就職先への提出書類の記載等におけるアドバイス**などが挙げられます。ただし、再就職先の採用担当者が、採用業務そのものとして行った場合は該当しません（再就職先の人であっても、採用業務として行う場合以外は、就職の援助に該当します。）。

なお、再就職情報の届出に記載する必要があるのは、最初に隊員となった後に行われた、当該再就職先に就職するための援助すべてです。

**Q 7 離職後の就職の援助を行った者の「氏名又は名称」について、どのような場合に氏名を記載し、どのような場合に名称を記載すればよいですか。**

A 個人として援助を行った者については氏名を記載し、就職支援会社、ハローワーク等の団体に所属する者が業務として援助を行った場合についてはその団体の正式名称を記載してください。

(例)「防衛 太郎」、「公共職業安定所」等

**Q 8 自衛官を57歳で定年退官し、現在59歳で再任用隊員として勤務しています。再就職情報の届出を作成する際、種別は「一般定年等隊員」と「若年定年等隊員」のどちらを選択すればよいでしょうか。**

A 種別は「若年定年等隊員」を選択してください。  
「若年定年等隊員」とは、定年年齢が65歳に満たない自衛官（将官を除く。）、任期制自衛官及び再任用自衛官のうち任期末日の年齢が事務官等の段階的な定年年齢（※）に達しない者をいいます。  
（※）事務官等の定年年齢は段階的に引き上げられ、令和13年度以降65歳となります。

**Q 9 土業以外の自営業の約束日は「営業許可日」、「営業開始日」のどちらになるのでしょうか。**

A 土業以外の自営業の約束日は「高い確率で自営を行うこととした日」です。

**Q 10 家業を継ぐ場合であったり、法人などを設立するわけではなく、自営業で農業を始める場合に「在職中の約束の届出」は必要でしょうか。**

A 「在職中の約束の届出」は必要です。

**Q 11 外国政府に再就職する場合に、「在職中の約束の届出」は必要ですか。**

A 外国政府は「国」と同様と考え「営利企業等」の範囲から除外されるため、「在職中の約束の届出」は不要となります。  
ただし、管理職隊員であった者が再就職した場合の届出（「離職後の事後の届出」）は提出が必要です。

## 2 公表事項

**Q 12 届出事項と公表事項の違いを教えてください。**

A 届出事項のうち、以下のものは公表されません。これら以外は、公表されます。

- ・ 生年月日（離職時の年齢は公表されます）
- ・ 再就職先の連絡先（再就職先の名称は公表されます）
- ・ 防衛大臣又は官民人材交流センターによるもの以外の離職後の就職の援助があった場合の援助者と援助内容

## 3 届出の期限と提出先

**Q 13 届出の期限と提出先について教えてください。**

A (1) 「在職中の約束の届出」  
再就職の約束をした日から原則として1週間以内（離職日を超える場合には、同日まで）に、在職する在職機関を経由して、防衛大臣に届出を行ってください。届出をした後、離職する前に、届出した内容に変更が生じたときや、再就職の約束が失効したときは、その事実が生じた日から原則として2週間以内（離職日を超える場合には、同日まで）に、在職する在職機関を経由して、防衛大臣に変更又は失効の届出を行ってください。  
なお、過去に管理職隊員であった者については、離職後に、届出した内容に変更が生じたときは、再就職先に応じて「離職後の事前の届出」又は「離職後の事後の届出」を在職していた在職機関を経由して、防衛大臣に提出する必要があります。また、離職後に、再就職する予定の地位に就くことが見込まれないこととなったときは、その事実が生じた日から原則として2週間以内に、在職していた在職機関を経由して、防衛大臣に失効の届出を提出してください。

(2) 「離職後の事前の届出」  
再就職予定日の前日までに、在職する在職機関を経由して、防衛大臣に届出を提出してください。届出をした後、再就職する前に、届出した内容に変更が生じたときや、再就職する予定の地位に就くことが見込まれないこととなったときは、その事実が生じた日から原則として2週間以内（再就職予定日の前日を超える場合には、同日まで）に、在職していた在職機関を経由して、防衛大臣に変更又は失効の届出を提出してください。

(3) 「離職後の事後の届出」  
再就職日から原則として1か月以内に、在職していた在職機関を経由して、防衛大臣に届出を提出してください。なお、上記(1)～(3)のいずれについても、災害、傷病等の届出が困難となる特別の事情がある場合はこの限りではありません。

**Q 1 4 届出の期限を過ぎていることに気づいたときはどうすればよいですか。**

**A** 届出の期限を過ぎている場合には、**直ちに届出を行ってください。**

特に**管理職隊員であった者**について、「在職中の約束の届出」を行うべきであったにもかかわらず、離職後に気づいた場合には、再就職先に応じて「離職後の事前の届出」又は「離職後の事後の届出」を行ってください。「離職後の事前の届出」を行うべきであったにもかかわらず、再就職後に気づいた場合には、「離職後の事後の届出」を行ってください。

## 4 届出の義務に違反した場合

**Q 1 5 届出の期限を超えて提出した場合や、その後も提出しなかった場合、又は虚偽の届出を行った場合に何かペナルティがありますか。**

**A** 「在職中の約束の届出」の期限を守らなかった又は虚偽記載をした隊員については、**懲戒処分等の対象となります。**

「離職後の事前の届出」又は「離職後の事後の届出」の期限を守らなかった又は虚偽記載をした離職者については、自衛隊法第126条の規定に基づく**過料の措置の対象**となります。具体的には、任命権者（離職時の任命権者）が、個別の事情を総合的に考慮して取扱いを決定します。

## 5 「在職中の約束の届出」に関する事項

**Q 1 6 再就職の約束をした場合に、「在職中の約束の届出」が必要となる再就職の範囲について教えてください。**

**A** 隊員が、**営利企業及び営利企業以外の法人**（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、地方特定独立行政法人を除く。以下「営利企業等」という。）**に再就職することを約束した場合**に必要となります。

なお、人事交流の一環として（いわゆる「現役出向」で）、営利企業等に就職することとなった場合には届出は不要です。

**Q17 「再就職の約束」とはどのような状態を指すのでしょうか。**

**A** 一般的には、**労働契約や委任契約のいわゆる「内定」の段階を想定**しています。一定の手続（株主総会、社員総会又は評議員会の決議など）を経る前であっても、採用担当者と再就職予定者が合意に達し、高い確率で再就職する可能性が生じた場合は、再就職の約束をした状態と考えられますので、**実態に即して届出してください。**

**Q18 再就職することについての約束はしたが、届出事項のうち未定の事項がある場合（例えば、就くこととなる地位（ポスト）が具体的に決まっていらないなど）、どうすればよいでしょうか。**

**A** 未定の事項がある場合は、**該当欄に予定を記載して、期限までに届出を行ってください。**なお、予定だったものが決まったら、遅滞なく（原則として2週間以内（Q 1 2 参照））、変更の届出を行ってください。

**Q 1 9 再就職の約束をした日の官職と「在職中の約束の届出」を行う日の官職が異なる場合は、どちらの官職を記載すればよいでしょうか。**

**A** **届出を行う日の官職を記載してください。**

なお、その後、離職までの間に官職の異動があれば、その都度、変更の届出を行う必要があります。

## 6 離職後の届出に関する事項

**Q 2 0** 管理職隊員であった者が、人事交流の一環として、防衛省・自衛隊を退職後に引き続いて一般職国家公務員や地方公務員になり、そのポストで離職した場合、届出を行うに当たっての離職日はどのように考えればよいでしょうか。

A 自衛隊法の再就職情報の届出に関しては、**隊員でなくなった日が離職日となります**。その日から2年間のうちに再就職した場合は、再就職先に応じて「離職後の事前の届出」又は「離職後の事後の届出」を行ってください。一般職国家公務員や地方公務員になったこと自体は、「在職中の約束の届出」の適用除外となっています。

なお一般職国家公務員の離職者として、別の届出制度（国家公務員法による届出制度等）が適用される場合、そちらについても届出を行う必要が生じる場合があります。

**Q 2 1** 管理職隊員であった者が、定年退職後に再任用隊員になって離職した場合の離職日はどのように考えればよいでしょうか。

A **定年退職した日が離職日となります**。その日から2年間のうちに再就職した場合は、再就職先に応じて「離職後の事前の届出」又は「離職後の事後の届出」を行ってください。再任用されたこと自体は、届出の適用除外となっています。また、再任用隊員の期間に管理職隊員であった者は、再任用隊員でなくなった離職日から2年間のうちに再就職した場合について、届出が必要となります。

**Q 2 2** 届出が必要な「離職後2年間」の範囲について、くわしく教えてください。

A 定年退職の場合は、定年退職日満了時まで隊員としての身分を保有することから、定年退職日の翌日から起算して2年間となります。例えば、定年退職日が3月31日の場合、翌4月1日から2年後の3月31日以前に再就職する場合は届出の対象となり、2年後の4月1日以降に再就職する場合の届出は不要です。また、辞職の場合は、離職日当日から起算して2年間となります。例えば、離職日が3月31日の場合、同日から2年後の3月30日以前に再就職する場合は届出の対象となり、翌3月31日以降に再就職する場合の届出は不要です。

**Q 2 3** 離職後2年以内に、再就職した企業・団体の中で地位が変わるときは、新たに届出が必要でしょうか。

A 労働契約又は委任契約を新たに締結し、再度、同一企業・団体の地位に就く場合は、「離職後の事前の届出」又は「離職後の事後の届出」を行う必要があります。最初の再就職の際には「離職後の事後の届出」の対象であっても、地位の変更によって、「離職後の事前の届出」の対象となる場合もありますので、ご注意ください。

(例)国と密接な関係のある公益法人の職員だった者が役員に就くこととなった場合

なお、新たな契約の締結ではなく、人事異動による地位の変更については、新たに届出する必要はありません。

**Q 2 4** 離職後の事後の届出が必要となる再就職の範囲について教えてください。

A 基本的に、あらゆる職業についた場合について必要となります。

例えば、以下のような場合にも届出が必要となりますので、ご注意ください。

- ・ 自営業（不動産賃貸、著述業など）に従事することとなった場合
- ・ いわゆる家業を継いだ場合
- ・ 自ら起業して企業・団体を設立した場合
- ・ 国や地方公共団体の公務員となった場合
- ・ 選挙を経て公職に就いた場合
- ・ 正社員や正規隊員以外の営利企業等の地位に就いた場合（例えば、顧問、非常勤役員、パート、アルバイトなど）
- ・ 無給で営利企業の地位に就いた場合

ただし、管理職隊員として「在職中の約束の届出」をした場合、「離職後の事前届出」をした場合、日々雇い入れられる者となった場合その他政令で定める場合を除きます。なお、人事交流の一環として（いわゆる「現役出向」で）、企業・団体の地位に就いた者は届出をする必要はありません。

**Q 2 5** 自営業で、企業・団体を設立しておらず、店舗・事務所等の名称も用いていない場合、届出においてどのように記載すればよいですか。

A 「再就職先の名称」に「自営」、「再就職先の業務内容」に自営業の内容、「再就職先における地位」に「－」と記載してください。

**Ｑ２６ 弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、弁理士などの士業について、資格登録日と開業した日又は事務所等に再就職した日のいずれの日が再就職日となりますか。**

**A** 一般的に、資格を登録した時点で事業に従事することとなるものと見なせますので、**原則として、資格の登録日を再就職日としてください。**ただし、登録日から起算して１年間に１６０万円を超える報酬を得る見込みがない場合には、届出は必要ありません。

なお、届出時点で、個人事務所の開業や事務所等への再就職の予定が決まっている場合には、再就職先の名称として、当該事務所等の名称を記載してください。届出時点で、開業や事務所等への再就職が決まっていない場合には、再就職先の名称として、士業の登録を受けた団体の名前を記載してください。

**(例)「〇〇弁護士会（所属）」**

その場合、届出をした後、離職後２年間のうちに、事務所等に再就職することとなった場合（自営以外の場合）は、新たに届出が必要となります。

**Ｑ２７ 「離職後の事後の届出」が不要な場合として、自衛隊法施行規則第65条の14に規定されているもの（営利企業以外の事業の団体への再就職や団体に所属しないで事務・事業に従事することとなった場合であって、再就職日から起算して１年間に付き１６０万円以下の報酬を得る場合）について、くわしく教えてください。**

**① 営利企業以外の事業の団体に複数の再就職をした場合で、それぞれの団体から受ける報酬を合算すれば１６０万円を超える場合、届出が必要ですか。**

**A** 同時期に複数の団体に再就職をした場合であっても、それぞれの再就職先における１年間の報酬額によって個別に届出が必要かどうかを判断することとなります。

**② 再就職当初には報酬額が１６０万円を超えるかどうかわからない場合は、届出は不要ですか。**

**A** １年間の報酬額が１６０万円を超えることが見込まれることとなった場合には（当該見込まれることとなった日が離職後２年以内である場合に限る。）、速やかに（当該見込まれることとなった日から原則として１か月以内）届出をしてください。

## 「再就職状況の届出」の届出様式の（別添）に記載する再就職先区分について

| プルダウン選択          | 具 体 例                                                                                        |                                                                                                                                                                                |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 国又は地方公共団体      | 立法機関                                                                                         | ・国会議員<br>・参議院／衆議院事務局職員<br>・公設秘書                                                                                                                                                |
|                  | 行政機関                                                                                         | ・特命全権大使<br>・行政委員会／審議会の委員                                                                                                                                                       |
|                  | 司法機関                                                                                         | ・家事調停委員<br>・民事調停委員                                                                                                                                                             |
|                  | 地方公共団体の機関                                                                                    | ・地方議会議員<br>・知事・市町村長<br>・県／市町村職員                                                                                                                                                |
| ② 独立行政法人         | 中期目標管理法人<br>国立研究開発法人<br>行政執行法人<br>日本司法支援センター                                                 |                                                                                                                                                                                |
| ③ 国立大学法人         | 国立大学法人<br>大学共同利用機関法人                                                                         |                                                                                                                                                                                |
| ④ 特殊法人           | 法律により直接に設立された法人<br>特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人<br>※いわゆる「特殊会社」を含む。<br>※特別の法律により設立された民間法人は含まない。 |                                                                                                                                                                                |
| ⑤ 認可法人           | 特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人<br>※特別の法律により数を限定して設立されるものに限る                            |                                                                                                                                                                                |
| ⑥ 公益社団法人又は公益財団法人 | 一般社団法人又は一般財団法人のうち、公益性の審査を経て行政庁から公益認定を受けた法人                                                   |                                                                                                                                                                                |
| ⑦ 一般社団法人又は一般財団法人 | 一般社団法人又は一般財団法人（⑥に分類されるものを除く）                                                                 |                                                                                                                                                                                |
| ⑧ 学校法人           | 私立学校法に基づき文部科学大臣の許可を受けて設立される法人                                                                |                                                                                                                                                                                |
| ⑨ 社会福祉法人         | 社会福祉法に基づき厚生労働大臣の許可を受けて設立される法人                                                                |                                                                                                                                                                                |
| ⑩ 更生保護法人         | 更生保護事業法に基づき法務大臣の許可を受けて設立される法人                                                                |                                                                                                                                                                                |
| ⑪ その他の非営利法人      | 非営利法人であって、上記①～⑩に該当しないもの                                                                      | ・特別の法律により設立された民間法人<br>・地方共同法人、共済組合類型の法人<br>・地方独立行政法人<br>・公立大学法人<br>・医療法人<br>・宗教法人<br>・特定非営利活動法人<br>・労働組合<br>・協同組合<br>・労働金庫<br>・いわゆる士業の法人<br>（監察法人、弁護士法人、税理士法人、特許業務法人）<br>・相互会社 |
| ⑫ 営利法人           | 商業、工業、金融業等利潤を得てこれをその構成員に配分することを主たる目的としている法人                                                  | ・株式会社<br>・合名会社<br>・合資会社<br>・合同会社<br>・有限会社<br>・信用金庫                                                                                                                             |
| ⑬ 自営業            | いわゆる士業、公証人、水先人、コンサルタント、農業、個人商店等で自営をする（している）場合                                                |                                                                                                                                                                                |
| ⑭ その他            | 他の区分に分類されない再就職先（法人格のないもの）                                                                    | ・国際機関<br>・法人格のない士業の事務所（自営でない場合）<br>・法人格のない業界団体<br>・議員事務所<br>・政党<br>・地方関係団体（市長会、町村会等）<br>・その他法人格のない任意団体                                                                         |

※ 本紙に例示されているものは、あくまで具体例です。  
上記区分に当てはまらず判断できないものについては再就職等監視室までお問い合わせください。

# 退職手当通算法人一覧 (職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第390号）第2条)

- ・ 沖縄振興開発金融公庫
  - ・ 首都高速道路株式会社
  - ・ 株式会社日本政策金融公庫
  - ・ 株式会社日本政策投資銀行
  - ・ 阪神高速道路株式会社
  - ・ 日本消防検定協会
  - ・ 成田国際空港株式会社
  - ・ 国家公務員共済組合連合会
  - ・ 本州四国連絡高速道路株式会社
  - ・ 日本私立学校振興・共済事業団
  - ・ 軽自動車検査協会
  - ・ 日本下水道事業団
  - ・ 消防団員等公務災害補償等共済基金
  - ・ 企業年金連合会
  - ・ 石炭鉱業年金基金
  - ・ 小型船舶検査機構
  - ・ 高圧ガス保安協会
  - ・ 自動車安全運転センター
  - ・ 放送大学学園
  - ・ 日本商工会議所
  - ・ 地方職員共済組合
  - ・ 警察共済組合
  - ・ 中央労働災害防止協会
  - ・ 地方公務員災害補償基金
  - ・ 預金保険機構
  - ・ 危険物保安技術協会
  - ・ 中央職業能力開発協会
  - ・ 地方公務員共済組合連合会
  - ・ 全国市町村職員共済組合連合会
  - ・ 日本たばこ産業株式会社
  - ・ 日本電信電話株式会社
  - ・ 北海道旅客鉄道株式会社
  - ・ 四国旅客鉄道株式会社
  - ・ 日本貨物鉄道株式会社
  - ・ 社会保険診療報酬支払基金
  - ・ 国民年金基金連合会
  - ・ 公立学校共済組合
  - ・ 日本中央競馬会
  - ・ 東日本電信電話株式会社
  - ・ 西日本電信電話株式会社
  - ・ 原子力発電環境整備機構
  - ・ 国立大学法人
  - ・ 大学共同利用機関法人
  - ・ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
  - ・ 東日本高速道路株式会社
- ・ 中日本高速道路株式会社
  - ・ 西日本高速道路株式会社
  - ・ 日本郵政株式会社
  - ・ 日本司法支援センター
  - ・ 日本郵便株式会社
  - ・ 株式会社商工組合中央金庫
  - ・ 地方競馬全国協会
  - ・ 農水産業協同組合貯金保険機構
  - ・ 銀行等保有株式取得機構
  - ・ 地方公共団体金融機構
  - ・ 輸出入・港湾通関処理センター株式会社
  - ・ 全国健康保険協会
  - ・ 株式会社産業革新投資機構
  - ・ 株式会社地域経済活性化支援機構
  - ・ 日本年金機構
  - ・ 全国土地改良事業団体連合会
  - ・ 全国中小企業団体中央会
  - ・ 全国商工会連合会
  - ・ 漁業共済組合連合会
  - ・ 日本銀行
  - ・ 日本弁理士会
  - ・ 東京地下鉄株式会社
  - ・ 日本アルコール産業株式会社
  - ・ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構
  - ・ 沖縄科学技術大学院大学学園
  - ・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
  - ・ 株式会社国際協力銀行
  - ・ 新関西国際空港株式会社
  - ・ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
  - ・ 株式会社民間資金等活用事業推進機構
  - ・ 株式会社海外需要開拓支援機構
  - ・ 地方公共団体情報システム機構
  - ・ 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
  - ・ 広域的運営推進機関
  - ・ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
  - ・ 使用済燃料再処理機構
  - ・ 外国人技能実習機構
  - ・ 株式会社日本貿易保険
  - ・ 農業共済組合連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十条第一項に規定する全国連合会に限る。）
  - ・ 地方税共同機構
  - ・ 福島国際研究教育機構
  - ・ 株式会社脱炭素化支援機構

# 行政執行法人以外の独立行政法人等一覧 (令和7年4月現在)

## ① 行政執行法人以外の独立行政法人

- ・ 北方領土問題対策協会
  - ・ 日本医療研究開発機構(☆)
  - ・ 国民生活センター
  - ・ 情報通信研究機構(☆)
  - ・ 郵便貯金簡易生命保険管理郵便局ネットワーク支援機構
  - ・ 国際協力機構
  - ・ 国際交流基金
  - ・ 酒類総合研究所
  - ・ 国立特別支援教育総合研究所
  - ・ 大学入試センター
  - ・ 国立青少年教育振興機構
  - ・ 国立女性教育会館
  - ・ 国立科学博物館
  - ・ 物質材料研究機構(☆)
  - ・ 防災科学技術研究所(☆)
  - ・ 量子科学技術研究開発機構(☆)
  - ・ 国立美術館
  - ・ 国立文化財機構
  - ・ 教職員支援機構
  - ・ 科学技術振興機構(☆)
  - ・ 日本学術振興会
  - ・ 理化学研究所(☆)
  - ・ 宇宙航空研究開発機構(☆)
  - ・ 日本スポーツ振興センター
  - ・ 日本芸術文化振興会
  - ・ 日本学生支援機構
  - ・ 海洋研究開発機構(☆)
  - ・ 国立高等専門学校機構
  - ・ 大学改革支援学位授与機構
  - ・ 日本原子力研究開発機構(☆)
  - ・ 勤労者退職金共済機構
  - ・ 高齢障害求職者雇用支援機構
  - ・ 福祉医療機構
  - ・ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
  - ・ 労働政策研究研修機構
  - ・ 労働者健康安全機構
  - ・ 国立病院機構
  - ・ 医薬品医療機器総合機構
  - ・ 医薬基盤健康栄養研究所(☆)
  - ・ 地域医療機能推進機構
- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人
  - ・ 国立がん研究センター(☆)
  - ・ 国立循環器病研究センター(☆)
  - ・ 国立精神神経医療研究センター(☆)
  - ・ 国立成育医療研究センター(☆)
  - ・ 国立長寿医療研究センター(☆)
  - ・ 家畜改良センター
  - ・ 農業食品産業技術総合研究機構(☆)
  - ・ 国際農林水産業研究センター(☆)
  - ・ 森林研究整備機構(☆)
  - ・ 水産研究教育機構(☆)
  - ・ 農畜産業振興機構
  - ・ 農業者年金基金
  - ・ 農林漁業信用基金
  - ・ 経済産業研究所
  - ・ 工業所有権情報研修館
  - ・ 産業技術総合研究所(☆)
  - ・ 新エネルギー産業技術総合開発機構(☆)
  - ・ 日本貿易振興機構
  - ・ 情報処理推進機構
  - ・ エネルギー金属鉱物資源機構
  - ・ 中小企業基盤整備機構
  - ・ 土木研究所(☆)
  - ・ 建築研究所(☆)
  - ・ 海上港湾航空技術研究所(☆)
  - ・ 海技教育機構
  - ・ 航空大学校
  - ・ 自動車技術総合機構
  - ・ 鉄道建設運輸施設整備支援機構
  - ・ 国際観光振興機構
  - ・ 水資源機構
  - ・ 自動車事故対策機構
  - ・ 空港周辺整備機構
  - ・ 都市再生機構
  - ・ 奄美群島振興開発基金
  - ・ 日本高速道路保有債務返済機構
  - ・ 住宅金融支援機構
  - ・ 国立環境研究所(☆)
  - ・ 環境再生保全機構

※ 法人名称の冒頭の「独立行政法人」、「国立研究開発法人」は省略  
 ※ ☆印：国立研究開発法人  
 その他：中期目標管理法

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② 特殊法人<br/>（職員の退職管理に関する政令（平成２０年政令第３９０号）第３０条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄振興開発金融公庫</li> <li>・株式会社商工組合中央金庫</li> <li>・株式会社日本政策金融公庫</li> <li>・株式会社日本政策投資銀行</li> <li>・四国旅客鉄道株式会社</li> <li>・首都高速道路株式会社</li> <li>・東京地下鉄株式会社</li> <li>・中日本高速道路株式会社</li> <li>・成田国際空港株式会社</li> <li>・西日本高速道路株式会社</li> <li>・日本アルコール産業株式会社</li> <li>・日本貨物鉄道株式会社</li> <li>・中間貯蔵環境安全事業株式会社</li> <li>・日本私立学校振興共済事業団</li> <li>・日本たばこ産業株式会社</li> <li>・日本中央競馬会</li> <li>・日本電信電話株式会社</li> <li>・日本放送協会</li> <li>・日本郵政株式会社</li> <li>・阪神高速道路株式会社</li> <li>・東日本高速道路株式会社</li> <li>・北海道旅客鉄道株式会社</li> <li>・本州四国連絡高速道路株式会社</li> <li>・輸出入港湾関連情報処理センター株式会社</li> <li>・日本年金機構</li> <li>・沖縄科学技術大学院大学学園</li> <li>・株式会社国際協力銀行</li> <li>・新関西国際空港株式会社</li> <li>・株式会社日本貿易保険</li> <li>・福島国際研究教育機構</li> <li>・国立健康危機管理研究機構</li> </ul> | <p>③ 認可法人<br/>（職員の退職管理に関する政令第３１条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本赤十字社</li> <li>・農水産業協同組合貯金保険機構</li> <li>・日本銀行</li> <li>・銀行等保有株式取得機構</li> <li>・預金保険機構</li> <li>・株式会社産業革新投資機構</li> <li>・株式会社地域経済活性化支援機構</li> <li>・原子力損害賠償・廃炉等支援機構</li> <li>・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構</li> <li>・株式会社農林漁業成長産業化支援機構</li> <li>・株式会社民間資金等活用事業推進機構</li> <li>・株式会社海外需要開拓支援機構</li> <li>・株式会社海外交通・都市開発事業支援機構</li> <li>・広域的運営推進機関</li> <li>・株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構</li> <li>・外国人技能実習機構</li> <li>・株式会社脱炭素化支援機構</li> <li>・金融経済教育推進機構</li> <li>・脱炭素成長型経済構造移行推進機構</li> </ul> | <p>④ 国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人</p> <p>【あ行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人アイヌ民族文化財団</li> <li>・公益財団法人安全衛生技術試験協会</li> <li>・公益社団法人移動通信基盤整備協会</li> <li>・公益財団法人医療機器センター</li> <li>・公益財団法人医療研修推進財団</li> <li>・公益財団法人運行管理者試験センター</li> <li>・公益財団法人エイズ予防財団</li> </ul> <p>【か行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人核物質管理センター</li> <li>・公益財団法人給水工事技術振興財団</li> <li>・公益財団法人建築技術教育普及センター</li> <li>・公益社団法人国際厚生事業団</li> <li>・公益社団法人国際農林業協働協会</li> <li>・公益財団法人国際民商事法センター</li> </ul> <p>【さ行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人産業医学振興財団</li> <li>・公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団</li> <li>・公益財団法人児童育成協会</li> <li>・公益財団法人社会福祉振興・試験センター</li> <li>・公益財団法人柔道整復研修試験財団</li> <li>・公益財団法人食品等流通合理化促進機構</li> <li>・公益財団法人水産物安定供給推進機構</li> <li>・公益社団法人全国火薬類保安協会</li> <li>・公益財団法人全国生活衛生営業指導センター</li> <li>・公益社団法人全国調理師養成施設協会</li> <li>・公益社団法人全国ハウスクリーニング協会</li> <li>・公益社団法人全国ビルメンテナンス協会</li> </ul> <p>【た行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人地球環境センター</li> <li>・公益財団法人中央果実協会</li> <li>・公益社団法人中央畜産会</li> <li>・公益財団法人中国残留孤児援護基金</li> <li>・公益社団法人調理技術技能センター</li> <li>・公益財団法人テクノエイド協会</li> <li>・公益財団法人東洋療法研修試験財団</li> </ul> | <p>【な行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益社団法人におい・かおり環境協会</li> <li>・公益財団法人日韓文化交流基金</li> <li>・公益財団法人日本環境協会</li> <li>・公益財団法人日本環境整備教育センター</li> <li>・公益社団法人日本奇術協会</li> <li>・公益社団法人日本技術士会</li> <li>・公益財団法人日本建築衛生管理教育センター</li> <li>・公益財団法人日本国際問題研究所</li> <li>・公益財団法人日本自動車輸送技術協会</li> <li>・公益社団法人日本獣医師会</li> <li>・公益財団法人日本台湾交流協会</li> <li>・公益財団法人日本特産農産物協会</li> <li>・公益社団法人日本ブライダル文化振興協会</li> <li>・公益社団法人日本プラントメンテナンス協会</li> <li>・公益財団法人日本無線協会</li> <li>・公益社団法人日本眼鏡技術者協会</li> <li>・公益財団法人農林水産長期金融協会</li> </ul> <p>【は行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人フォーリン・プレスセンター</li> <li>・公益財団法人防衛基盤整備協会<br/>※ 防衛省旧所管法人</li> </ul> <p>【ま行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人マンション管理センター</li> </ul> <p>【や行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人友愛福祉財団</li> </ul> <p>【ら行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人理容師美容師試験研修センター</li> </ul> <p>■ 内閣人事局のウェブサイトで一覧を公表していますが、最新の状況については、直接、再就職予定法人にご確認ください。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|